

午前10時00分 開 会

○委員長（小松栄治） おはようございます。このとおり、3月になりまして気候も春めいてきました。ただ、まだちょっと風が寒い関係で、どうが身体には気を付けながら活動して下さるようお願い申し上げたいと思います。

本日はご多用のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託されました事件につきましては、別紙日程のとおり審査いたしたいと思います。

1日目は教育指導部、生涯学習部及び市立大曲病院。2日目は健康福祉部となっております。また、明日の審査終了後に委員会協議会の開催を予定しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと思います。

それでははじめに、吉川教育長からご挨拶をお願いいたします。

○教育長（吉川正一） おはようございます。今年度も学校教育、それから生涯教育とも様々な行事がございました。お手元には学校教育関係の今年度の歩みをまとめました教育研究所の所報「けやき」を配布させていただきました。県外視察の多い本市であります。お陰さまで安定した、そして特色ある学校教育がなされていると感じております。

学校教育におきましては、中学校区毎の公民館等との連携を強めた特色ある教育活動を進める「大仙教育メソッド」が2年目となり、その推進ツールとなっている「大仙ふるさと博士育成事業」も、児童生徒の半数以上が初級以上の認定を受けるなど、地域の関わり、地域を元気づける活動が増えてきていると感じております。

今後、今回の当初予算に上程する「中学生によるふるさと探訪ポケットブック」を活用した活動を充実させ、地域活性化に寄与できる人材の育成を更に目指してまいりたいと思います。また、子どもたちの英語への関心を高め、グローバルな感覚を持った子どもの育成を目指す「グローバルジュニア・マイスター事業」も、多くの児童生徒が認定を受けております。これも引き続き推進してまいります。

また、今年は、「（仮称）花火伝統文化継承資料館」のオープンや2回目となる全国500歳野球など全国に発信していくものもあり、教育委員会としましても様々な面から地域を元気づける施策を展開してまいりたいと思います。

さて、本日の常任委員会では、市民会館や旧池田氏庭園、大仙市テニスコートなど、

条例の一部を改正する条例案や、奨学資金の特別会計及び小・中学校のトイレ改修等に係る平成29年度補正予算、そして、「学校施設長寿命化計画策定事業」や「通学路等安全確保事業」、「西仙北中央公民館改築事業」、「大仙市音楽祭」、「川のまち歴史交流の杜整備事業」、「全国500歳野球」、「大曲武道館改築事業」などの平成30年度一般会計予算、さらに学校給食や奨学資金、スキー場事業の平成30年度特別会計予算などについて、ご審議いただく予定でございます。よろしくお願いたします。以上であります。

○委員長（小松栄治） ありがとうございます。それでは審査に入りたいと思います。

なお、当初予算の説明については、主な事業の説明の他、予算の概要において、新規の事業、継続事業で額など大きな変更がある事業、また、決算特別委員会等で指摘のあった事業を中心に説明頂きたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者有あり ）

○委員長（小松栄治） それでは異議ないので、当初予算については、そのように説明をお願いいたします。

それでは、議案第36号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」のうち、教育指導部の予算についてを議題といたしますが、この後も説明等が続きますが、課毎に質疑を行っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者有あり ）

○委員長（小松栄治） 異議なしと認めます。

それでは、当局の説明を求めます。はじめに、判田教育指導部次長兼教育総務課長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） それでは、議案第36号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」のうち、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。

資料NO. 3「平成29年度大仙市補正予算（3月補正②）」をお願いいたします。27ページであります。

それではご説明申し上げます。10款1項5目90事業の「教育文化基金積立金」がありますが、今回400万円を補正するものであります。

これは、角間川出身で現在秋田市在住の「本郷元(げん)」氏から、文化財保護事業に役立ててほしいと寄附をいただいたものでありまして、今回教育文化基金に積み立てし、今後文化財保護関係の事業に充当することとしているものであります。

次の2項小学校費、3項中学校費については「主な事業説明書」でご説明申し上げます。資料NO. 3-1「主な事業の説明書」をお願いいたします。33ページであります。A4縦の資料NO. 3-1であります。33ページであります。

事業名が「校舎等維持補修及び施設整備費」であります。2項の小学校費、3項の中学校費の2つについて記載しております。

小学校費が補正額が1億6千105万5千円、中学校費が補正額1億1千222万8千円であります。合わせて2億7千328万3千円の補正であります。

補正額の財源内訳であります。小学校費では国庫支出金が4千16万7千円、市債が1億2千万円、一般財源が88万8千円。中学校費が国庫支出金が2千321万9千円、市債が8千890万円、一般財源が10万9千円あります。

事業の内容であります。一番下の「4. Act (改善)」の29年度の事業の概要をご覧ください。今回の補正は理由二つありまして、一つが①にあります国の「平成29年度補正予算(第1号)」関連の事業採択に伴う補正であります。年度内に事業を完了することができないということから、全額繰越明許費を設定し、平成30年度に事業実施しようとするものであります。事業の内容であります。表にありますとおり、藤木小学校、角間川小学校、太田東小学校、大曲西中学校、協和中学校の5つの小中学校のトイレ改修事業、それから東大曲小学校の煙突改修事業であります。

二つ目の理由としまして②にありますとおり、平成29年度の事業が完了し事業費が確定したことによりまして工事費等の減額補正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長(小松栄治) ありがとうございます。ただ今の説明に対して、質疑ございましたらお願いいたします。ご質問ありませんか。はい、大山さん。

○委員(大山利吉) これ次長、あれだっけが。これは全部工事終われば、50何%だっけが？

○委員長(小松栄治) はい、次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長(判田基) ここに記載の工事が終了いたしますと、63.8%という数字になります。

○委員(大山利吉) へば残りが20、30何ぼが。これが30年度では全部出来ねな？

○委員長(小松栄治) はい、次長。落ち着いでな。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 33年度の事業完成を目指しております。

○委員（大山利吉） 33年で完了？

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） で、100%を目指して。

○委員（大山利吉） いまで60何ぼ？

○委員長（小松栄治） はい、次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 63.8%を予定しております。

○委員（大山利吉） これが完成せばな。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） はい、完成すればということです。

○委員（大山利吉） ありがとうございます。

○委員長（小松栄治） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、高野教育指導部次長兼教育指導課長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（高野一志） それでは、教育指導課所管分についてご説明いたします。

説明のために用いる資料は、先ほどの教育総務課と同様の資料NO. 3「平成29年度大仙市補正予算（予算に関する説明書）3月補正②」であります。ページ、27ページをご覧ください。

説明いたす事業は、10款1項4目第22事業「こころのプロジェクト『夢の教室』事業費」につきまして、ご説明申し上げます。

本事業費は、教育文化基金からの繰入金と一般財源で措置されておりますが、教育文化基金からの繰入金に加えて、基金の利息1千円を充当し、一般財源から1千円を減額する財源振替をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。それでは、ご質問をお願いいたします。ご質問ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ、質疑を終了いたします。なお、討論、採決は生涯学習部、健康福祉部及び市立大曲病院の審査終了後に行いたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

それでは、議案第38号「平成29年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。判田教育指導部次長兼教育総務課長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） それでは、議案第38号「平成29年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

説明資料であります。資料NO.3「平成29年度大仙市補正予算（3月補正②）」をお願いいたします。51ページをお願いいたします。

奨学資金特別会計の歳入歳出予算の総額に923万9千円を追加し、総額を3千799万4千円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。56ページをお願いいたします。

56ページの事項別明細書「2.歳入」であります。財産収入であります。これは奨学基金の預金利子でありまして、今回4千円を補正し補正後の額を5千円とするものであります。

次、繰越金であります。これは前年度繰越金として今回923万5千円を補正し、補正後の額を923万6千円とするものであります。

次に、下の57ページをご覧ください。「3.歳出」であります。先ほど歳入で補正いたします預金利子及び繰越金の合計923万9千円を奨学基金積立金として積み立てるため、923万9千円を補正するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきものと決しました。

続きまして、議案第45号「平成30年度大仙市一般会計予算」のうち、教育指導部の予算について議題といたします。皆さん、平成30年の一般会計お願いします。

はじめに、杉山学校給食総合センター所長。お願いします。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） それでは、議案第45号「平成30年度一般会計予算」のうち、学校給食総合センター所管分についてご説明いたします。

資料は、青い表紙の資料NO. 4「平成30年度大仙市各会計予算」の109ページをご覧ください。

中程の10款1項4目90事業「学校給食事業特別会計繰出金」についてご説明いたします。

平成30年度予算は、7億529万4千円で、前年度比較で3千246万5千円の増となっております。

詳細につきましては、この後の議案第48号「平成30年度大仙市学校給食事業特別会計予算」でご説明いたしますが、主な内訳は、職員人件費、大仙市五つの給食センターの管理及び運営費、調理・運搬業務委託費、給食センター建設の際の起債償還分と予備費となっております。

以上、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。この後、まだ詳しく説明ありますけれども。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ、質疑を終結いたします。

次に、判田教育指導部次長兼教育総務課長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） それでは、議案第45号「平成30年度一般会計予算」のうち、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。

説明資料であります。一つはこちらのA4の、これは中の「主な事業説明書」の教育指導部というところ、それからもう一つはA4横の「平成30年度当初予算」の概要、この二つを使ってご説明申し上げます。

はじめにこちらの、大体下から20ページあたりにありますけれども。はじめに9-1ページお願いします。

この事業説明書によって説明するのは、六つの事業について説明させていただきます。はじめに、9-1ページをご覧ください。

事業名が「学校施設長寿命化計画策定事業費」であります。この事業期間は、平成30年度から31年度の2年間でありまして、今回30年度の予算額が939万6千円で、財源がすべて一般財源となっております。

「1 Plan（計画）」の欄をご覧ください。平成25年11月に国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定したことによりまして、それに合わせまして地方においても個別施設の長寿命化計画を策定する必要が生じたものであります。

今後、平成32年度からの40年間の長期方針と10年間の具体的な整備計画を策定し、改修費の縮減、平準化を図るというものであります。

「3 Check（問題と課題）」の欄であります。学校施設の現状としまして、市内32校の学校施設のうち、建築後30年以上経過している校舎・屋内運動場が6割ほどとなっております。今後老朽化対策に多額の費用を要することが予想されているところであります。

「4 Act（事業の概要）」をご覧ください。

全学校施設の老朽化状況を調査し、部位別や施設別の改修箇所の優先順位を設定するとともに、今後40年間の長期方針、それから10年間の具体的な整備計画を策定するというものであります。この整備計画の策定には2か年にわたることから、次の通り継続費を設定するというものであります。

平成30年度におきましては事業費936万6千円で、一つは学校施設の老朽化状況の調査、学校施設を取り巻く現状と課題の整理、中長期の維持・更新コストの試算、学校施設整備方針の策定等を行い、平成31年度におきましては事業費734万5千円で、学校施設の整備基準の設定及び年次計画としまして40年程度の長期計画と10年間の具体的な整備計画を策定するというものであります。

「学校施設長寿命化計画策定事業費」については、以上であります。

次に、9-6ページをご覧ください。

事業名が「校舎等維持補修及び施設整備費」であります。小学校費と中学校費を合わせて記載しております。30年度の予算額1億3千245万9千円で、29年度と比較しますと8千818万5千円の減となっております。

「1 Plan」にありますとおり、学校施設の整備を図り、快適な教育環境を提供するというのが目的となっております。

2番の実績と成果であります。ここには過去5年間の実績について表として記載しておるところであります。平成29年度におきましては、現時点での見込みとなっております。

「3 Check」欄であります。建築後30年以上経過している施設が6割ほどとなっていることから、先ほど申しましたとおり「長寿命化計画」を策定し、計画的に改修を行っていき、併せて改修費の縮減を図るというものであります。

「4 Act (改善)」、30年度事業の概要をご覧ください。表にあります大規模改修事業のほか、その下にその他の維持補修費として学校への調査等により、優先的に実施すべき修繕及び突発的な修繕に対応するための予算として6千985万円を計上しているところあります。これらに対しましては早めの対応によりまして、大規模な修繕とならないように管理に努めてまいりたいと考えているところあります。

次の右のページであります。9-7ページをご覧ください。

事業名が「スクールバス運行事業費」であります。これも小学校費と中学校費を合わせたものであります。平成30年度の予算額が1億3千605万6千円で、前年度と比較しまして329万9千円の減となっております。

減となった理由であります。平成29年度から再度運行契約している西仙北地域のスクールバスの路線につきまして、児童生徒数の減により一部運行方式を変更したことにより、こうした減となったものであります。財源であります。全て一般財源となっております。

事業の内容であります。 「1 Plan」にありますとおり、遠距離通学となる児童生徒の通学難を解消するためスクールバスを運行するというものであります。

「2 Do (実行)」であります。実績と成果についてであります。学校統合により遠距離通学となった児童生徒の安全な登下校が確保されており、また、運行につきましては民間委託していることから、児童生徒数の減少に応じた柔軟な便数の調整が可能となっているというものであります。

「3 Check (評価)」の欄であります。現在直営で運行している神岡地域、南外地域のスクールバスでありますけれども、将来的には民間委託の方式も含めた検討が必要であるという状況であります。

「4 Act (30年度の事業の概要)」であります。この表にありますとおり今後も児童生徒の安全な通学のため、西仙北地域、神岡地域、南外地域、中仙地域においてスクールバスの運行を継続してまいります。児童生徒数、その他の状況を見ながら、効率的な運行方式も検討していく必要があるという状況であります。

「スクールバス運行事業費」につきましては、以上であります。

次に、ページをめくっていただきまして、9-8ページをお願いいたします。

事業名が「コンピュータ及びインターネット設備経費」でありまして、これも小学校費、中学校費合わせて記載しているところであります。30年度の予算額であります。5千792万7千円でありまして、29年度と比較しまして729万8千円の増となっております。財源内訳であります。すべて一般財源となっております。

「1 Plan (事業の目的、目標)」であります。ICT機器の環境設備の充実を図ることにより、時代に即応した情報化社会に対応できる児童生徒の育成を目的としているところであります。

「2 Do (実行)」であります。これまでの実績であります。表にあるとおり特にタブレットパソコンの導入につきましては、これまで小学校、中学校合わせて314台を設置しているところであります。

「3 Check (問題と課題)」であります。本市におきましては、タブレット型パソコン、電子黒板等がまだ十分配備されていないということから、今後計画的に整備していく必要があるというものであります。

「4 Act (改善)」の欄であります。事業の概要であります。30年度に新たに設置するものとしまして表にありますとおり、小中学校につきましてタブレット型パソコンが248台、電子黒板が15台、実物投影機15台予定しているところであります。

今後の予定としましては、平成33年度までに児童生徒用のパソコンをすべてタブレットパソコンとする他、教職員に対してICT機器の操作研修を毎年実施していく必要があるものと考えているところであります。

次に、右の9-9ページをご覧ください。

事業名が「通学援助費」でありまして、小学校、中学校を合わせて記載しております。

30年度の予算額が3千381万5千円、29年度と比較しまして2千234万4千円の増となっております。財源はすべて一般財源であります。

増となった理由であります。この事業は29年度まではタクシー通学に係る事業のみでありましたが、下の表にありますとおり運行方法の欄にバスというふうに記載されているところがありますが、これは協和地域において通学のため路線バスを利用する児童生徒の定期券、回数券等の購入費を補助するというものであります。29年度までは予算科目が「教育振興費補助金」として他の事業と合わせて予算措置しておりましたが、この30年度からその事業の性質・内容から、この「通学援助費」として予算措置する方が相応しいということで、こちらに移動したものであります。事業内容そのものについては、変更はございません。

事業の内容であります。「1 Plan」をご覧ください。スクールバスと同様、遠距離通学となる児童生徒の通学難を解消するというを目的としております。

「2 Do（これまでの実績と成果）」であります。タクシー通学、路線バスの利用により児童生徒の通学手段が確保されており、安全な通学が出来ているというものであります。

「3 Check（問題と課題）」であります。児童生徒数の現象等にあわせて効率的な運行を検討する必要があるということがあります。

最後に「4 Act（改善）」の欄であります。表については、先ほども少し触れたところではありますが、小学校5校、中学校3校におきましてタクシー通学を行っております。また、協和小中学校におきましては、路線バスを利用した通学が行われているというものであります。

次に、9-11ページをご覧ください。

事業名が「大曲中学校水泳プール改築事業」であります。30年度予算額は、既存プールの解体に係る経費として1千879万4千円であります。財源内訳は、市債が1千780万円、その他一般財源として99万4千円となっております。

「3 Check（評価：問題と課題）」の欄をご覧ください。プールの現状についてであります。大曲中学校の水泳プールは、昭和42年に建設されまして、平成29年で50年が経過いたします。このためプール槽やプールサイドのコンクリートの劣化、また、ろ過循環器等の老朽化により毎年その修繕等に多額の経費を要しております。また、プ

ールにトイレ、更衣室等がなく、校舎との距離もあることから授業の実施に支障をきたしているという現状にあります。

その上の「2 Do (実績と成果)」の欄をご覧ください。今回事業実施に向けまして29年度におきましては、地質調査、それから実施設計を実施しているところであります。

「4 Act」30年度の事業の概要の欄をご覧ください。事業の概要であります、現行のプールは、コンクリート製で50メートル、8コースのプールであります。これを廃止し、新たにFRP、繊維強化プラスチック製で25メートル、10コースのプールを設置するというものであります。

30年度におきましては、予算額1千879万4千円で既存プールの解体工事を行い、31年度におきましては、予算額3億2千249万4千円で新プールの建設と外構工事を実施するという予定となっております。

事業説明書によりまして、6件の事業について説明させていただきました。

続きまして、このA4横の「平成30年度当初予算概要」でご説明させていただきます。1ページから3ページであります。全ての事業を記載しておりますけれども、主なものについて説明させていただきます。

はじめに1ページ、NO. 10の「教育振興費」であります。予算額が304万円で、50万円の増となっております。30年度におきましては、大曲高校、大曲農業高校の太田分校、六郷高校の周年記念事業が実施される年であるということから、補助要綱に基づきまして備考欄の記載の額を交付するというものであります。

次にNO. 11の「奨学資金特別会計操出金」をご覧ください。これは予算額が153万6千円でありまして、29年度と比較しまして57万6千円の増となっております。「ふるさと就職者償還免除制度」に該当する方が29年度から出てきておりますが、30年度に新たに3人が増えまして合計8人となったことによるこの増となっております。この免除によりまして、奨学金の原資が不足する額を一般会計から「奨学資金特別会計」に操り出しすることによって補填するというものであります。操出金の財源は「ふるさと応援基金」であります。

次に2ページをお願いいたします。2ページのNO. 18「教育振興費補助金」の「遠距離通学費補助金」であります。2千794万6千円で前年と比較いたしまして886万5千円の減となっております。これは先ほど説明いたしましたが、協和小学校の児

童の路線バス定期券購入に係る費用につきまして、この30年度から一つ上のNO. 17の「通学援助費」から支出することとしたための減であります。このNO. 18の予算としましては、当該路線バスの運行を維持するための補助金となっております。

次に3ページのNO. 26お願いいたします。これも「教育振興費補助金」のうちの「遠距離通学費補助金」であります。予算額が2千96万円で前年度と比較しまして1千133万2千円の減であります。これは先ほどと同じく、協和中学校の生徒の路線バス定期券購入に係る経費を一つ上のNO. 25「通学援助費」に科目変更したことによる減であります。このNO. 26の予算として措置しているのは、備考欄にありますとおり、協和地域の遠距離通学生徒利用バスに対する補助金であります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認下さいますようお願いいたします。以上であります。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。はい、小笠原さん。
- 委員（小笠原昌作） このスクールバスの運行についてですけども、これ何キロからあれなんですか、乗せるんですか。
- 委員長（小松栄治） はい、次長。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 原則としまして、小学生が4キロ以上。
- 委員（小笠原昌作） あっ？
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 小学生が通学距離4キロ以上、中学生が6キロ以上を対象としております。
- 委員長（小松栄治） いが。はい、小笠原さん。
- 委員（小笠原昌作） 実は私の地元なんですけれども、西仙北小学校・中学校、非常に時期がくると熊が訪れるんですよ。あちこちの地域の方々から、まあそれ範囲内の方々は、自転車で行ったり、行くわけなんですけれども。非常にその熊が怖いっちゃんごどで、それでその範囲以内でも何とかして熊に遭わないようにですね、やられないように融通できないものかという声が結構あるんですけれども。それらについていかがなものでしょうかな。
- 委員長（小松栄治） はい、次長。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 確かに昨年も熊の出没が非常に多くて、通学路上にも出たということで、先ほどの話は原則として距離で設定しておりますが、そ

ういった危険を回避するために何といたしますか、熊の冬眠するまでといたしますか、そういった出る期間についてバスを利用していたという地区もあります。ですから、ある程度そういった対応も必要かなと考えております。

○委員長（小松栄治） はい、小笠原さん、いいすかな。はい、教育長。

○教育長（吉川正一） 今回の次長の方からご説明あったんですが、4キロまず6キロという、まずそれに近いところということですね。で、熊は学校周辺直ぐ側にも最近出ておりますので、それにスクールバス等対応するとなると、まず間に合わない状況になります。したがって、まずそのへんを4キロ、6キロ近いところですね、そういう危険がかなり懸念されるといった場合は、特別な配慮をしている状況で。これ熊が直ぐ側で、じゃあ全部バスでという状況はちょっと今のところは困難という状況であります。

○委員長（小松栄治） はい、小笠原さん、いいが。

○委員（小笠原昌作） 困難は分かりますけれども、大体熊が出ると朝早く役所の方で車、なんちゅう、宣伝カーちゅうが、何かそれで見に走って歩くんですよ、伝えるんですよ、熊に注意してくださいって。やっぱりその頃、朝の通学の頃ね、そのあたりは何かの形で子どもたちの安全のためにお願いできないものがなと思って。市議員頑張りますけれども、何とがそごのどごろ融通利かせてもらえればなと思って。

○委員長（小松栄治） はい、部長。

○教育指導部長（伊藤雅己） まず仰るとおりで、本当に我々も心配しております。で、実際のところ、いわゆる熊の情報については農林等からこちらにくると、こちらで一つは当然学校、学校では支所からもう既に行っている場合も当然多いですけども、学校。それから市の「安全安心メール」というのに保護者に登録していただいておりますので、西仙北地域という選択肢でその保護者向けにも注意喚起のメールをするというのが情報提供という意味では、そして安全安心の確保のお願いという意味でもそういうような措置をしております。で、実際学校からも保護者に対してメールで一斉にお願いやら注意喚起するもの、システム持っておりますので、西仙北小・中においても同様に対応しているところであります。とうことで保護者の、あるいは地域の見守りの協力無くしてはいけないということで、まずそういったものを活用してのお願いがまず第一。あと併せて先ほどありましたとおり、本当に緊急的な場合には校長の判断により、やはり当該4キロ、6キロに近いところについては、特別な配慮ということで校長判断のもとでその前後について、前後ってば、そのちょっとした期間ですね、市で校長判断で特別な許可

をしておりますので。まず、なかなか限界がありますが、出来ること精一杯やっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、他にございませんか。はい、藤田さん。

○委員（高橋敏英） 関連してる。俺先にしてくれ。

○委員長（小松栄治） 高橋さんどうぞ、高橋さん。

○委員（高橋敏英） 小笠原さん言ったやぶに対して答弁、ちょっと間違ってると思えます。西仙北小学校の車の台数、バスの台数、9台出でるすおんな。で、8千391万円、9台で。1台当たり932万3千300円、1台当たりだすよ。で、羽後交通さんの西仙中学校、これが2台で1千62万円、1台当たり。まずすな、金額ではそうだとす。運行して運んでる生徒数、西仙北小学校が1台当たり、平均だと、台数で割れば19.4人。中学校50人。金額の割りに人数少ねすべ。したら運べるすべ。悪いども。50人運ぶ車ど、10何人車ど、値段同じというごどねすべ。それは絶対運べると、可能だと思えます、私は。どうですかね。へば高げ車買えっていうごどだけ。んだべ。

○委員長（小松栄治） 暫時休憩します。

（ 休 憩 午前10時48分 ）

（ 再 開 午前10時49分 ）

○委員長（小松栄治） 会議を再開します。はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） まず、西仙北地域につきましては、予算上は小学校9台、中学校2台というふうに予算措置しておりますが、実際は11台のバスに小中学生が路線毎に同乗して学校まで行っております。その路線毎に乗る子どもたちの人数がありますので、それに合わせて例えば大型だったり、大型でない場合もありますので、そういったふうにして必要な、子どもたちを乗せられるサイズのっていいですか、そういったバスを運行させていき、合わせて11台西仙北地域では運行しているという状況です。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○委員（高橋敏英） 路線の台数さ合わせでいるって言ったども、車の大きさ決めでいるっていうのは、せば羽後交通さんのよ、この台数、2台に対して84人運んでいる。907万2千円だ、1台当たり、割ってみれば、3台で割ったすべ。せば900万台のバスがみな大きさ同じでねがと評価するすべった。小さけがら価格安いすべ普通。大型と中型ってばかなり金額違うつすど。そごのよ、色分けがよ、ちょっと矛盾してるがら言

ってるんだす私。ちょっと割ってみれば分かるんす、台数ど。車の台数ど金額。予算に対して台数で割ってみれば分かるっす、全部900万台です。100万も違わねすど。へば中型使ってるんだば中型使った方が予算下がるべって言うのよ。私思うに。大型なら大型使ったら乗せれるべってっちゅうの。

○委員（大山利吉） ちょっと、暫時休憩。

○委員長（小松栄治） 暫時休憩します。

（ 休 憩 午前10時51分 ）

（ 再 開 午前11時00分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き会議を再開します。判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 予算措置上、西仙北地域のスクールバスについては、11台のうち9台分を小学校費として、2台分を中学校費としておりますが、実際の乗車に際しては、同じ路線内の小学生、中学生が同じバスに乗車しております。また、1台ごとの運行経費は、それぞれの路線の運行距離、運行時間、車両の大きさにより積算されるため異なっております。説明資料については今後分かりやすいものとするよう検討いたしたいと思えます。

また、今後も児童生徒の減少が見込まれることから、運行方式については、直営運行も選択肢とし、見直し、検討していきたいと思えます。

○委員長（小松栄治） いいすかな、高橋さん。他にございませんか。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） 9-1、「学校施設長寿命化計画策定事業費」ですけれども、4のActのところ「全学校施設の老朽化状況を調査し」とありますけれども、現状を、例えば建物の状況だどが調査するわけですよね。それはどなたが、どのような形式でやられるのか教えていただきたい。それから、いつも同じ人、同じ業者がやるのか同じ人がやるのか、そのへんも含めて教えてください。

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） この老朽度の調査につきましては、現在委託、専門業者に委託することを予定しております。30年度、31年度一度限りということですので、入札によって業者選択したいと思えます。

○委員（藤田和久） 学校全部同じ業者さん？

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 全ての学校施設につきまして、同じ業者が

老朽度調査をするというものであります。

○委員長（小松栄治） はい、他にございませんか。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） 同じ9-11ですけども、今年秋田県でも氷点下13度、18度っていうのがあったんですね。この強化プラスチックでも大丈夫なんでしょうか。そのへん、もし分かったら。

○委員長（小松栄治） 判田次長分がるがな。なんだがよ、本当、専門でねえもだもの。FRPのごどだFRPのごど。はい、次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） FRP強化繊維プラスチックの耐熱温度といえますか、低い温度にどこまで耐えられるかということですけども、現在東大曲小学校で使用しているものがそのFRPということ、今回の色んな、非常に低温の場合も破損することなくしておりますので、大丈夫であろうと考えられます。

○委員長（小松栄治） 藤田さん、いいすか。へば、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） この「校舎等維持補修及び施設整備費」についてであります、3月補正繰越明許費で63.8%の改修率。残り36.2%も3年ぐらいでやられるという。で、その、この後の計画は出来ておるもののでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） もちろん33年度まで100%にしたいという場合は、それぞれの年度毎の計画を立てております。今回予算としてトイレの改修計画ありませんけれども、国庫補助の採択状況を見て補正等により対応の方が効率的だということで、今回当初予算に計上していないために予算的にも前年度よりも8千800万ほど下がっているんですけども、もちろん先ほど申し上げた平成33年度までの計画の中で、どの年にどの施設をとというふうには計画は出来ているところであります。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） そして引き続き今度「学校施設長寿命化計画策定事業費」が新しい予算がついたわけですけども、これについてはそうすれば33年までに補修をやって、その後の長寿命化計画を立てていくという、そういうごどになるのでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） トイレ改修につきましては、市としても優先度の高いものとして計画しておりますので、それは実施していくというものであります。それからこの長寿命化計画では、あらためて全ての部位について老朽化を細かく調

査して、それに基づいて今後の整備計画を立てていくというようなものであります。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） あの、トイレどがって絞らないで、学校全体の補修、例えばいろいろな屋根どが傷んでるところを直すどがってあるんだどもすよ。それで63.8%が出来だと、あどもう何%が残ってるどごを、まあそういった全部の傷んでる部分が改修に、100%になるのかという、今最初に質問したのはそこです。

○委員（大山利吉） トイレだけ。

○委員（高橋幸晴） トイレだけの話？

○委員（大山利吉） 63. なんぼってのは、トイレだけ。

○委員（高橋幸晴） もし、その他の、トイレ以外のどごろもあるはずですが、あるはずですか。そういうどごろを見込んだ補修という、改修といいますか、その目標、計画というのはまだないんですか。

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 先ほどの63.8%というのはトイレの改修に限った結果ということで、ちょっと私の方で説明がすみませんでした。全体的な計画につきましては、30年とか60年とかある程度の目安として計画は出来るわけですが、まだ詳細な老朽度の調査を施設毎にやっているわけではありませんので、30年度・31年度で施設毎の細かい老朽度等を調査した上で、その計画を立てていきたいというふうに考えております。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） そうせば工事はトイレも含まれるとは思いますが、校舎全体のそういう改修を策定する場合には、今年・来年2年間でやって、そしてその計画を立てるというふうに捉えても良いでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 仰るとおりです。

○委員（高橋幸晴） はい、分かりました。それからもう一ついきます。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 申し訳ないです。トイレについては、先ほど申しましたとおり33年度完成を目標に実施いたしますけれども、他の全体的なものとかそういったものについては、老朽度調査など実施して、31年度までで実施して、

その計画に基づいて実施していきたいというものであります。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん、どうぞ。

○委員（高橋幸晴） 今プールのごと藤田委員が話したんですが、50メートルを25メートルで、これあれだすかな、大曲中学校のプールって大会どがに使われていると思うんですけども、その大会の場合に25メートルでそれが、いわゆる大会をやる場合に距離としては大丈夫。

○委員長（小松栄治） はい、部長。

○教育指導部長（伊藤雅己） プールについてですけども、基本的にはプールは50メートルと25メートルの二種類がありまして、それから大会につきましても長水路という大会、これは50メートルプールを利用します。それから短水路という大会、これは25メートルプールを利用する大会ということで、大きくそのプールの大きさに大会自体が二つに分かれております。ちなみに中学校体育連盟、中学校の大会につきましても、県大会は50メートルのプールで行うんですが、その予選、郡・市大会につきましても、いずれでも構わないと。ただ、きちんと全員が、出場者全員がきちんとそろって一斉に記録を争って予選をするという条件ですので。したがって25メートルプールであっても、きちんとした設備で参加選手がきちっと泳げる、一斉に泳げる環境であれば大会としては問題ありません。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。いいですか。他にございませんか。はい、大山さん。

○委員（大山利吉） 「教育振興費補助金」のごとでちょっと伺います。これ大曲・仙北広域圏の高校の周年記念の補助金。これは50周年でも70周年でも110周年でも大体まず同じ金額、ほぼ同じ条件というふうに見受けられますけれども、その点一点。それから補助金、周年記念の補助金というのは学校側から要請くるものですか。それともこちらの方で組むものですか。要請、高校からくるのがなって、これが二つ目。もう三点目は、これは教育長がなと思うんですが、太田分校の、私勉強不足で、注意不足でしたが、今年の募集、学生の募集の人数、太田分校の。で、今後の、今後の太田分校のあり方、教育長独自でもしありましたら、一つお知らせ願いたいと思います。その三点お願いします。

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 一つ目の例えば記念の50周年、あるいは

60周年の補助金の違いってことですが、これから50周年を迎える学校はないんですが、60周年の金額より少し、具体的な数字としてお答えできませんけれども、多かったように記憶しております。あとは市内の学校とそれから郡内の他の学校という違いはありますが、50周年ということでまた若干異なっていたような記憶があります。二つ目の申請を待って予算化するか、こちらから呼び掛けるかってことなんですけれども、周年を迎えるときは学校側から、何と言いますか連絡がきて予算措置化して。

○委員長（小松栄治） 判田次長。大山さんの質問について、きちっと把握して。して、もしあれだったら係の人も上手く答弁するように資料出しながら答弁していただければなと思いますので、もう一回確認し。大山さんもう一回質問して。お願いします。

○委員（大山利吉） 学校の方がら、周年を迎える学校の方から「大仙市役所さん何とかこれだけの補助金頼みます」ってくるものでしょうか、というごどをただ明確に「きます」「こない」で結構ですんで。

○委員長（小松栄治） はい、判田次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 学校の方からそういう照会きます。

○委員（大山利吉） 分がった、分がった、分がりました。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。はい、教育長。

○教育長（吉川正一） 太田分校の件でございますが、今年の募集人員、ちょっと今数値がなくて35人程度だったと思うんですが、後で調べて。いずれご承知のように年々入学者が減ってはいるんですが、県としてはかなり人数が減れば募集停止をすると。で、何年後にするというふうな方向性はまだ出してございませんので、入学者数の推移を見て判断するというふうになっております。市長も私も太田分校は地域の大事な学校としてですね、位置付けられておりますし、それからいろんな活動も大変頑張っている地域であります。それから子どもたちにとっても、高校を選択する上でもですね、特に遠くから通学しなければいけない子どもたちなんかは、太田分校だと便利だというお子さんもいらっしゃる。そういったところも踏まえてですね、出来るだけ存続するようにですね、働き掛けて参りたいなと思っております。以上です。

○委員長（小松栄治） 他に。藤田さん。

○委員（藤田和久） 西仙どほら、大農に後援会ってあるんですけれど、これに100万、200万のお金行ってるんですけれども、どういう性格の後援会なんですかこれ。もし分がったら。他の学校には後援会ないの？工業にもあるんですよ、あることは。そ

のへん何で出てるのが、ちょっと分がったら教えてください。

○委員長（小松栄治） はい、教育長。

○教育長（吉川正一） それぞれの高校に後援会、あるいは名前がちょっと違う、例えば大曲農業高校であれば農友会といったですね後援会組織もございます。名前は様々かもしれませんが、いずれ各高校とも後援会組織は持っていると思います。その中身とかそこまで私ちょっと承知しておりませんので、申し訳ございません。

○委員長（小松栄治） 藤田さん、よろしいですか。

○委員（藤田和久） よろしうねども。だがら何でお金出すのが、その根拠って。

○委員長（小松栄治） 暫時休憩。

（ 休 憩 午前 1 1 時 1 7 分 ）

（ 再 開 午前 1 1 時 1 8 分 ）

○委員長（小松栄治） 再開します。他に。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 他に質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、高野教育指導部次長兼教育指導課長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（高野一志） 続きまして、教育指導課所管分について、ご説明申し上げます。

説明のために主に用いる資料は「平成30年度当初予算概要教育福祉常任委員会（教育指導部）」、こちらの方と、それからこちらの横版の二つであります。最初はこちらの縦長の方を使わせて説明させていただきたいと思います。

教育指導部の9-2ページをお開きください。主な事業についてご説明いたします。

NO. 12事業「大仙グローバルジュニア育成事業費」であります。継続であります。

予算は4千590万3千円で、前年度比396万9千円の増であります。前年度に較べまして増額となりました理由は、これまでの「外国語活動招致事業」に合わせましてこれから説明しよういたします「英語教育アドバイザー」に関する経費とALT増員に関する経費等々を加えまして名称を新たに今年度から「大仙グローバルジュニア育成事業費」、そうですね、今年度からそういう名前にしております。

はじめに、本事業の目的及び目標につきまして、「1 PLAN」にありますとおり、国際理解教育及び外国語教育の充実のため、外国語指導助手（ALT）と国際交流員（CIR）を配置いたしまして、児童生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の向上を図

ること、そして平成32年度からの小学校学習指導要領完全実施を見据えまして英語教育アドバイザーの配置によりまして、小学校外国語教育の指導体制の強化をするとともに、児童生徒の体験活動の充実や教員の指導力向上の体制整備をはかる事を目的としております。

本市の英語・外国語教育の現状につきましては、「2 DO」にありますとおり、現在、ALT 8名、CIR 1名の計9名を配置し、中学校英語科の学習指導に加えまして、小学校における外国語活動の授業時数の約半分くらいをネイティブスピーカーとの事業が実施できるような状況となっております。また、外国語教育担当指導主事も1名配置し、教員の指導力向上と国際教養大学との連携を通しまして外国語教育の充実を図っております。

今後の課題につきましては、「3 CHECK」にありますとおり、平成32年度からの小学校学習指導要領改定に伴い小学校の外国語活動・外国語の授業時数が現在の3倍となりますことから、ALT等のネイティブスピーカーの増員と小学校教員の指導力向上が喫緊の課題であります。

そこで、これらの課題解決のために、本事業では「4 ACT」にありますとおり、次の3点を柱としております。

1点目は、「外国語指導助手等招致事業」であります。中学校における外国語の指導と小学校の外国語活動等を行います。今年度に続き平成30年度にも1名のALTを増員する予定でありましたが、帰国を予定している者が7名となったことから、帰国旅費等の増額が予想されました。30年度はALTを増やすことなく今年度と同じ数といたしまして今年度本市に来るALTの指導力向上を図りまして、平成31年度に増員をするという計画であります。

2点目は、「英語教育アドバイザー配置事業」であります。

本事業は、退職教員等1名を教育アドバイザーとして配置いたしまして各小学校を訪問し、外国語活動の授業の一部を学級担任とTT（チーム・ティーチング）による授業をすることで、教員の授業力向上及び校内研修、ALTに対する指導の支援をしようとするものであります。

3点目は、「グローバルジュニアマイスター育成事業」であります。

これにつきましては、児童生徒が海外や県外（観光客）の方々と英語を活用したコミュニケーション、情報交換、観光案内など目的をもった交流活動を実施した場合、それ

に応じてポイントを与え、グローバルジュニアマイスターに認定しようとするものであります。「大仙ふるさと博士育成事業」と同様に事業の活性化を図って参りたいと考えております。

続いて二つ目の説明に移ります。二つ目は「学校生活支援事業」であります。資料は隣のページ、9-3でございます。ご覧ください。

予算は1億1千105万4千円で、前年度比361万4千円の増であります。

学校生活支援員は、生活支援に加えまして看護師・日本語指導支援員・複式学級支援員も含むものでありまして、学習に向かうことができるようにするための支援はもちろんのこと、安全面や健康面への配慮、小中学校において学校生活を送る上での困難な状況を軽減するなど、学習環境の土台を安定させることは、非常に本市の学校教育の充実を図る上で欠かせないものと考えております。引き続き事業の継続・充実をお願いしたいと考えています。

資料の中ほどには、平成22年度以降の支援員の推移を表で示しております。直近では、平成27年度から59名の支援員の配置させていただいておりますが、平成30年度は1名増員して61名の配置をお願いするものであります。

「4 Act」の下の方の表をご覧ください。右下のところにありますけれども、学校生活支援員が55名、それから看護師が1名、それから日本語指導員支援員が1名、複式学級支援員が4名、ということで61名の配置をお願いするものであります。

続いて三つ目の説明であります。「通学路安全確保事業費（拡充）」であります。1枚めくっていただいて、9-4ページをご覧ください。

予算は126万円で、前年度比89万円の増であります。

この事業は、これまで通学路の市内全域で注意喚起が必要とされる場所へ看板を設置し、児童生徒の安全確保を図るという事業でありましたけれども、新年度から拡充いたしまして自転車通学の際、生徒へヘルメット着用を義務化している学校の保護者に対し、購入費用の一部を補助いたしまして生徒の登下校の安全と保護者の負担軽減を図る事を目的としております。

平成29年度は注意喚起看板に係る看板作成費で、予算額は37万円でありましたけれども、ヘルメット購入補ために予算を増額しております。

「4 Act」の中程の表、左側をご覧ください。すでにヘルメット着用を義務化している対象校5校の平成30年度の対象生徒数196名に加えまして、右側の表4校が4

月からヘルメット着用を義務化する予定であります。こちらの四つの学校は、今年度全校生徒が対象となることから対象生徒の数が404名となります、先ほどの196名と合わせまして合計600名、それに予備数を加えました数を予算といたしまして91万5千円、下の方に足し算の表になっておりますけれども、それを計上しております。

続いて四つ目であります。21事業で「キャリア教育推進『総合的な学力育成』事業費」であります。

同じ資料の隣のページ、9-5をご覧ください。

予算は513万1千万円で、前年度比249万1千円の増であります。

この事業は「1 Plan」にありますとおり総合的な学力育成のため、キャリア教育・ふるさと教育をより充実したものにするとともに、地域に関わる活動を通して、ふるさとを愛する子ども達を育て、地域の将来を担う人材の育成を目指しております。

事業の詳細につきましては、「4 Act」の欄をご覧ください。五つの事業を示しております。

一つ目は、「教育アドバイザー設置事業」であります。児童生徒の心の支援や保護者の教育支援、教職員の指導支援を継続して実施して参ります。

二つ目は、「情報モラルいじめ対策事業」であります。講演会を小・中学校で実施し安全安心なインターネット、SNSの正しい利用方法について啓発して参ります。

三つ目は、「大仙ふるさと博士育成事業」であります。地域と関わる活動を通してふるさとを愛する心を育てて、地域の将来を担う人材の育成を目指します。

四つ目は、「『大曲の花火～秋の章～』ふるさと花火体験子ども招待事業」であります。この事業は10月13日の「大曲の花火～秋の章～『花火劇場～秋田満開～』」に市内小学校4、5年生とその兄弟、保護者1名を招待し、子どもたちに花火のよさを感じてもらうことにより、ふるさとを愛する気持ちを育てることをねらいとしております。

五つ目は、「地域人権啓発活動活性化事業『人権ユニバーサル事業』」であります。障害者スポーツ体験、後援会等を通して障害者理解を深め人権を考える機会とし、共生社会の実現に向けた気運の醸成を図って参ります。

続いて五つ目であります。ページ、9-10をご覧ください。この事業は（継続）であります。

予算は1千827万円で、前年度比260万5千円の減であります。

この事業は、「1 Plan」にありますとおり、学校教育活動の一環として対外的な

部活動の大会、各種コンクール、研究会発表等への参加について事前に申請のあったものに対しまして、経費の全部または一部を助成いたしまして、大会参加への安全な交通手段の確保、保護者の経済的な負担の軽減を狙いとしております。

「2 D o」にありますとおり、今年度県代表として東北大会へ出場する場合は補助立を2分の1から3分の2へ、全国大会へ県代表として出場する場合は2分の1から全額補助といたしまして、教育活動としての部活動を奨励し、また、保護者の負担軽減も図っております。

今年度は大曲中、花館小のマーチングの他、中学校の女子柔道、女子バスケットが九州や沖縄での全国大会へ出場いたしました。市民に喜びと希望を届けてくれております。が、その分増額となり、今年度は補正予算を認めていただいてこの事業を行いました。

平成30年度の予算を減額とした理由は、今回出た女子柔道・バスケットが開催地が若干近くなったこととか、補助率が変更となっておりますが例年みの予算でスタートしまして、上部大会へ出場するという市民にとって喜ばしいニュースには補正予算で対応するとしたためであります。

ここで、事業説明書を使用しての説明は終了いたします。

続きまして、こちらのA4横の、こちらの方を使いまして説明させていただきたいと思っております。まずは資料6ページをご覧ください。

昨年年度と較べまして、大きな変更のあった事業について説明いたします。

はじめに、NO. 9「小中学校芸術鑑賞事業費」であります

予算は125万円で、前年度より553万5千円の減であります。

芸術鑑賞事業のうち小中学校の芸術鑑賞事業につきましては、教育委員会が予算化し一律で毎年わらび座の公演を実施して参りました。一律で開催しておったことから、開催時期や公演の内容等について各学校の要望を調整するのが難しい状況がありました。また、各学校が大仙教育メソッドにより、各学校の特色を生かしたより創意ある学校経営、体験活動を充実させたいということから、公演の鑑賞を希望制とするとともに、体験的な学習活動時間の補助金を一人あたり300円増額いたしまして、芸術鑑賞も含め各校の実情や特色ある体験的な活動を支援する予算といたしました。

好評でありました劇団四季による小学校6年生対象の心の劇場関係の予算は、計上してございます。

飛びましてNO. 15、ページは7ページになります。「教師用教科書及び指導書購

入費（小学校）」であります。

予算は337万円で、前年度比260万円の増であります。

・これにつきましては、小学校の道徳が今年度から新しくなり、それに伴いまして教師用教科書、指導書の購入にかかる経費であります。

大きなところ、以上であります。

なお、小中学校における「就学援助扶助費」「給食扶助費」「特別支援教育就学奨励扶助費」などにつきましては、前年度実績に基づく見込額といたしておりまして、単純に比較増減の比較は馴染まない項目じゃないかなと考えております。

以上、説明が長くなりましたが、教育指導課3億1千469万4千円、前年度より479万3千円の増となっておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。ありませんか。はい、挽野さん。

○委員（挽野利恵） あの、「学校生活支援事業費」のことについて、お聞きいたします。支援員が一人増になっておりまして、金額が361万4千円の増になっている。この一人増えるごどで随分増えだなと思ひまして、この根拠はなんでしょう。

○委員長（小松栄治） はい、次長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（高野一志） これにつきましては、看護師。実は金額を上げております。安い予算でお願いしておりましたところ、看護師、まだ現在来年度の看護師さんが見つからない状況で、金額を上げて募集しているところですが、それでも民間とか様々なところに較べまして安い状況がありまして、それでちょっと増額となっております。併せて複式支援員につきましても増となっております、こちらも学校生活支援員よりも若干予算が高めでありまして、その増となっております。

○委員長（小松栄治） いいですか。はい、他にございませんか。高橋さん。

○委員（高橋幸晴） 「学校生活支援事業費」ですけれども、段々、段々この支援配置に係わる生徒数、児童生徒数が非常に残念ながら増えてきてしまっているということなんですけれども、これおそらく家庭環境どがそういうごどが原因していると思います。最近更にはお昼は学校給食で食べているんですけれども、家に帰って夜のご飯が食べれないっていう子どもたちも段々、段々増えてきているというふう聞いておりますが、そろへんのどごろまではこちらの方は対処できるまでにはいってないですけれども。それ

ももうしばらくするとそういう環境に、家庭環境がそういうふうになる家庭が増えでいぐんではないかなというふうに思います。このまま改善方法つつうのは、ただ増えながら支援を増やしていぐどが、そういうごどをこのままでやっていぐのが、それとも改善的なごどを指導していげる、いぐ考えが、どのような考えが持っているのが、そういったごどをちょっと聞きだいな思って。

○委員長（小松栄治） いいすかな。次長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（高野一志） 今高橋議員さんからのご指摘のとおり、家庭環境っていうところもあるかなと思いますけれども、やっぱりそれを育てるためにはやっぱり子どもたちの生活経験ですとか学校の中での沢山の集団で生活することの価値とかそういったルールとかそういったことを学ぶのがまず一つじゃないかなと考えています。それから幼稚園・保育所等で育っている子どもたちが小学校現場に上がる場合、その生活習慣のギャップで子どもたちは混乱をきたしてしまって小学校生活にスタート馴染めないというような状況があると思います。そこで今「大仙教育メソッド」に代表されますように、例えば小・中で連携するというようなこと、これは今現在各小学校が入ってくる幼稚園・保育所さんに訪問して子どもさんの様子を早く、状況を早く把握したり、あるいは幼稚園・保育所さんでこういう学びをしとくと小学校で困らないよねっていうようなところ連携しながら子どもたちを育てるという取り組みを進めているところであります。そこが強固になりますと子どもたちの混乱も少なく、そして生活支援がこの数字が上がるからどんどん増やすということではなくて、状況に応じて配置することが可能になるのではないかなと考えておるところであります。

○委員長（小松栄治） はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） いろいろな方法、努力をされて分かります。ただ、最近のどうも子どもさんを持つ親方のいわゆる声と言いますか、やはり昔の親たちは先生に叱られれば「ああ、いがあったいがあった、叱ってけでいがあった」どがそういう親だちが大部分でして、少しぐらい殴っても「いぐやってけだ」どがというふうなごどだど。今はもう全ぐそういうごどは通用しない時代なっちゃって、やはりもう一点しか親が、本当に視野が狭い、狭く捉えでしまうようなそういう人が増えているんでないがなと。そういう時に学校の先生方、本当に大変だと思います。今何だかんだ雑用がすごく多くて繁忙極まりないというような今のごどなんですけども。ですからこれをどのような方法で、学校だけで改善していぐって難しいかもしれません。ですからいろんな方向、いわゆる生活環境を指

導できるような部署、どっかど連携取りながらこれを改善していかないとちょっと難しいのではないかなっつうな感じ。それがら今若い方々が生活が大変です。ですから今何でもかんでもインスタントもので処理するという、そういうことがほとんどなっているように思います。ですからその子どもたちが給食で栄養をある程度取れていると思うんですけども、朝夕がやっぱり家庭なものですから、そこらへんの栄養が非常に不足してくるんでないかなとこれからそういうふうを考えられますので、ですからそごらへん凄く調査して対処していぐごどにこれがらなっていぐんでねがなと思うんですけども。そごらへんのどごろ考え持っておられるのがっていうごど、あったらお願いしたいと思います。

○委員長（小松栄治） はい、教育長。

○教育長（吉川正一） 一般質問でも本間議員の方からですね、少し同様のご質問あったんですが、いずれ7.7%、国の平均が約1割でございます。県はそれよりもちょっと低いくらいでございます。支援の必要な子の割合は大仙市の場合は、極端に多いとかという状況ではないんですが、ただ、年々増えてることは事実でございます。この要因については、この前先般の一般質問の再質問でも言ったんですが、こういった発達障害等の理解が進んできたということ、それから受け入れ態勢、それから相談体制が充実してきたことで「この子はひよっとすれば」ということでですね、支援が必要ではないかなという子が、割合が増えてきたというのが一番だと思うんですが、今やはり委員が仰ったようにですね、家庭環境の変化というのはやはりあるんじゃないかなと私も思っております。したがって例えば「朝ご飯は毎朝食べてきますか」というのは99%以上まず「食べてきてますよ」とは言うんだけど、果たしてどういった物を食べてきてるかですね。それから学校だけではなかなかですね、それに対応できないということもございまして、委員が仰ったようにですね、例えば健康福祉部子ども支援課とかですね、そういったところとタイアップ、それからPTA連合会にもですね研修会等で家庭教育のあり方とかですね、そういったことも含めながらですね、やはりいろんな地域、それから組織全体でですね、これからの子どもたち、大仙市を背負っていく子どもたちですので、縦横の連携を大事にしながらですね対応していかなければいけないなとは思っております。ありがとうございます。

○委員長（小松栄治） いいすか。他にありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 質疑を終結いたします。なお、討論・採決は明日の健康福祉部の審査終了後、一緒に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第48号「平成30年度大仙市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。杉山学校給食総合センター所長。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） 資料は、平成30年度当初予算（案）「主要事業の説明書」の最後の9-13ページをご覧ください。

それでは、議案第48号「平成30年度大仙市学校給食事業特別会計予算」についてご説明いたします。

平成30年度当初予算10億6千101万5千円、平成29年度より2千194万円となっております。

財源の内訳は、その他財源として、主に給食費納付金であり、3億5千554万6千円、一般財源は7億546万9千円です。

本事業は、児童生徒に、安全安心でおいしい給食を提供し、学校給食の充実及び食育の推進を図ることを目的としております。

2のこれまでの実績と成果ですが、衛生管理の強化を図るため、学校給食総合センター、中仙学校給食センター、西部学校給食センター及び太田学校給食センターが秋田県ハサップの認証を受けております。仙北センターについては、3月末までに申請し、平成30年度中に取得を予定しております。

給食費納付金の滞納繰越分については、保護者の申出により児童手当からの特別徴収を実施していることから、収納率の向上につながっております。5年間の給食費の収納率の推移ですが、現年分・滞納繰越分とも年々向上してきております。

3の問題と課題ですが、西部センターを除く4センターの建物、厨房、機械設備の経年劣化に伴う故障、不具合が生じており、維持管理費が年々増加してきております。

4の30年度の概要といたしましては、1日の食数は6,441人で昨年より196人減少しております。1食あたりの給食費ですが、小学校が270円、中学校300円、認定子ども園290円、幼稚園が240円となっております。

予算内訳については、A4版横の資料をご覧ください。ページは5ページをご覧ください。

3の「職員人件費」8千136万8千円は、給食センター市職員12名分の人件費です。

4の「給食材料費」3億5千22万3千円は、仙北、太田の認定こども園2園、小学校21校、中学校11校、大曲南幼稚園、計6,441人の年間の給食材料費です。減少の理由は、児童生徒の減によるものです。

5の「車両費」849万1千円は、5つの給食センターにある給食配送車15台と連絡車5台の燃料、車検代です。

6の「管理及び運営費」1億5千679万4千円は、嘱託栄養士職員等4名分の賃金、各センターの電気、電話、上下水道料、修繕費、衛生関係消耗品、ノロウイルス検査手数料などです。

7の「調理運搬業務」3億1千467万7千円は、主に（一般社団法人）大仙市学校給食協会の委託料で協会職員99名分の人件費と衛生管理費等です。「学校給食食材等検査事業費」については、これまで給食食材を検査してきましたが一度も規準を超えることがなく安全が確保できたことから、事業を廃止することにしました。

8の「長期償元金償還金」1億3千838万円は、仙北学校給食センターを除く4センターの建設に係る償還金です。増加した理由については、西部学校給食センター建設の元金償還が始まったことによるものです。

9の「長期債利子償還金」は902万1千円で、昨年度より減少した理由として、10年ごとの利率の見直しによるものです。

10の予備費は200万円です。

合計が10億6101万5千円となっております。

以上、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。いいですか。はい、大山さん。

○委員（大山利吉） 杉山所長、お願いします。俺ちょっと勉強不足で分がらねども教えでもらえね。給食の配送の車両。、車両、これは税金掛がる、掛がらない。

○委員長（小松栄治） はい、所長。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） もちろん税金って言うか、掛かります。

○委員（大山利吉） 掛かる。公用車じゃないんですな。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） すいません。自動車税、従量税が全て掛かり

ます。

○委員（大山利吉） これ給食センター所有だから掛かるのがな。これ杉山所長。給食センターの、協会の所有ではねんだな。市の所有？

○学校給食総合センター所長（杉山光行） はい。

○委員（大山利吉） んだよな。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） はい。

○委員（大山利吉） それで税金どがみんな掛がるんだな。公用車掛がる？消防車なんて掛がるが？掛がるの。救急車も掛がるの？んだっけがな、俺の勘違いがな。広域議会の方で救急なり消防車等結構車あるんですよ。その時の議会でのあれは、俺の勘違いだな、ごめんごめん。消防どが救急車では税金掛がらないというようなご答弁もらった記憶があるんですよ、あるんです。でも、もし、すいません、私の勘違いでしょう。お許しください。

○委員長（小松栄治） 他に、挽野さんどうぞ。

○委員（挽野知恵） すいません、厨房設備、機械設備等の経年劣化に伴う、そのいろんな維持管理費の増加っていうのって、これどういうものなんでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、所長。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） 厨房設備というといろんなものありますけれど、大型冷蔵庫とか洗浄機っていうものが厨房設備。西部を除くセンターは、全て10年以上、一番長くて太田っていうことで20年近く換えなくて使っておりますので、その故障が一番多くなっています。

○委員長（小松栄治） はい、挽野さん。

○委員（挽野知恵） だいたいその機械機械で耐用年数っていうんですか、あるがどう思うんですけれども、それに対する対策というのはやってるものなんでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、所長。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） 厨房設備、おおよそ10年ぐらいかなと思っておりますけれど、10年経ったから全て新品に換えるということは無理っていうか予算的に無理なので、それをまず保守を行って延命を図っています。壊れてから直すという、そういう対応ですので、壊れる前に何かやるっていうのはなかなか。その前に各保守点検の予算も取っておりますので、それでまず、もし壊れそうだなっていうのそこで分かった場合は、修理しているところです。

○委員長（小松栄治） いいですか。他にありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。なお、討論、採決は明日の一般会計の採決終了後に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第49号「平成30年度大仙市奨学資金特別会計予算」を議題いたします。当局の説明を求めます。判田教育指導部次長兼教育総課長。

○教育指導部次長兼教育総課長（判田基） それでは、議案第49号「平成30年度大仙市奨学資金特別会計」について、ご説明申し上げます。

資料であります。はじめに、こちらのA4横の「平成30年度当初予算概要」をご覧ください。4ページであります。

「奨学資金特別会計」全体について記載されております。「奨学資金特別会計」の予算額でありますけれども、総計の欄にありますとおり3千10万円であります。

事業の内訳であります。NO.1の「奨学資金貸付金」3千5万円につきましては、後ほど「事業説明書」によりご説明させていただきます。

NO.2、NO.3につきましては、奨学資金審議員報酬・事務費等で、事務的な経費としてそれぞれ1万9千円、3万円を計上しているところであります。NO.4につきましては、「奨学基金積立金」として、1千円の科目存知項目として記載しているところであります。

次に、事業説明書によりご説明させていただきます。「主な事業の説明書」の9-12ページをご覧ください。

よろしいですか。それでは、「主な事業の説明書」の9-12ページであります。

事業名が「奨学資金貸付金」でありまして、30年度の予算額3千5万円であります。前年度と比較して288万円、4.7%の増であります。

財源の内訳であります。その他としまして「奨学基金繰入金」が235万9千円、「奨学資金貸付金元金収入」が2千615万5千円、一般財源153万6千円であります。この一般財源は、ふるさと応援基金を原資とした一般会計から繰り入れるものであります。

「1 Plan」をご覧ください。奨学資金貸付制度の内容であります。黒丸(●)にありますとおり、月額奨学金としまして毎月大学生には4万円、高校生には2万円貸与するものであります。対象人員は毎年新規分としまして大学生が20人、高校生が1

0人であります。また、二つ目の黒丸（●）であります、特別奨学金としまして、入学一時金、これが大学生等が10人に10万円、高校生5人にそれぞれ5万円を貸与するというものであります。

「2 Do」実績の欄であります。これまで大仙市となりましてから312人に奨学金を貸与している、というところであります。それから年度ごとの貸与実績であります、過去5年間の新規貸与者数の推移として、この表の中に記載しているとおりであります。

「3 Check（評価：問題と課題）」の欄でありますけれども、平成20年度以降償還金の収納率が毎年低下しているということから、滞納者の個々の事情を考慮しつつも適正な対応が必要というふうに考えているところであります。

「4 Act」の事業の概要をご覧ください。平成30年度の貸付予定額であります、合計欄にありますとおり3千5万円を予定しているものであります。貸付予定人数であります、平成30年度の新規認定分として大学生等が20人、高校生が10人、それから特別奨学金として大学生等が10人、高校生が5人あります。また、平成26年度～平成29年度までの認定者として大学生等が26人、高校生が6人の計32人あります。

下に記載しておりますが、平成30年度に「ふるさと就職者償還免除制度」の適用を受けると見込まれる方が8人おります。その免除相当額は153万6千円となりますが、先ほど財源の欄でご説明いたしましたとおり、ふるさと応援基金から補てんするというものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。以上であります。

○委員長（小松栄治） ありがとうございます。みなさん、説明が終わりましたので、ご質問ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終わりたいと思います。なお、討論・採決は、明日の一般会計の採決終了後に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で教育指導部の審査を終了いたします。なお、午後からは生涯学習部ということ

で、職員の入替のため、また、併せて昼食のため暫時休憩いたします。開始は午後1時といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(休 憩 午前12時02分)

(再 開 午後 1時00分)

○委員長（小松栄治） 皆さんご苦勞様でございました。午後からの審査ですけれども、よろしくお願いいたします。なお、高橋敏英議員は所用のため欠席の届出がございましたので、皆さんにお知らせ申し上げます。よろしくお願い致します。それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより生涯学習部の審査に入ります。議案第15号「大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤総合市民会館参事。

○総合市民会館参事（伊藤ひろみ） それでは、資料NO. 1、議案書の18ページから19ページをご覧ください。

議案第15号「大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます

お配りしております、別紙の大仙市市民会館等に関する条例新旧対照表も併せてご覧ください。赤字部分が今回改正となる部分でございます。

本案は中仙市民会館でムービングスポットライト等の追加照明機器を購入設置したことに伴い、使用料を徴収するため、「大仙市市民会館等に関する条例」の別表第2の3、附属設備等の使用料、(2)中仙市民会館、照明設備の部の一部を改正するものです。

改正部分としましては、照明設備、照明セットCの項の次に、照明セットD一式1万3千110円、備考2。プロジェクタースポットライトの項の次に、ムービングスポットライト1台1千80円、ムービングスポットライト用操作卓1台1千80円を新たに加えるものです。

また、備考2の「照明セット」の表に「照明セットD」を加え、設備内容として調光装置、フロントサイドライト全段、シーリングライト、ボーダーライト全列、ホリゾンライト4台、デジタル操作卓を加えます。

中仙市民会館では吹奏楽団体などの利用が多く、利用団体からの要望等も高いことから、ムービングライト等の追加照明機器を購入設置したもので、1台で様々な色の変化

や多種多様な照明演出効果をもたらすことが可能となり、設置により利用者やお客様からの満足度も高まるものと思います。

照明セットDは、現行の照明セットCの設備内容にムービングスポットライト4台と操作卓をセットとするもので、照明セットCの金額7千710円にムービングスポットライト4台分と操作卓の金額を加算した金額としております。

新たに設置いたしました追加照明機器の使用料は、大仙市と人口規模が類似している近隣の会館の金額を参考にしており、この条例は公布日からの施行としております。

以上、ご説明いたしました、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方、お願いいたします。どなたかありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議案第16号「大仙市旧池田氏庭園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。加藤生涯学習部次長兼文化財保護課長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） それでは、議案第16号「大仙市旧池田氏庭園条例の一部を改正する条例の制定について」説明申し上げます。資料は20ページから21ページになりますが、合わせて別紙の資料「文化財-1」、新旧対照表もご覧いただきたいと思っております。

本案は、旧池田氏庭園の入園料等を変更することと、教育委員会規則を改正した閉園時間について、本条例と整合性を図るものであります。

現在の本条例における入園料については、別表第1で規定しておりますが、一般の入園料が320円のところを区切りのよい金額の300円に改定するほか、団体割引と年

間パスポートを新設するものであります。

改定に当たり、東北地方の類似施設の入園料を調査したところ、端数がある施設は少なかったもので、文化財施設といいながらも来園する方々にとっては観光施設という感覚のもと、端数があるのは、実際に小銭を探して行列をなしている入園者の視線にたっていないという、多くの声にお応えしようとするものです。

また、団体割引については、昨年10月から公開が始まった秋田市の如斯亭のほか、多くの施設を参考に20人以上の団体で20%割引としました。

年間パスポートに関しては、最近の民間施設の取り組みを参照しましたが、料金設定は先ほどの如斯亭を参考に2回分の入園料に100円を加えた料金であります。

また、昨年11月28日に「旧池田家住宅洋館」が、国の重要文化財に指定されたことを契機に、5月19日から11月18日までの期間を常時公開することとなりました。合わせまして、今まで非公開だった洋館の二階を初夏、夏季、秋季の期間限定ながらも49日間特別公開することとし、この期間中は、原則午前1回・午後1回限定で合計一日先着20名までとして、見学希望者は入園料に200円を上乗せさせていただくというものです。

これによって、国指定名勝の庭園を300円、国重要文化財の建造物を200円と、合わせまして500円のワンコインで両方見学できるという料金に設定したものであります。

非公開となっていた洋館の二階は、かつて池田家が特別なお客様をもてなす迎賓館としても利用していたことから、一階よりもシャンデリアや天井飾りなど豪華な作りになっているほか、金唐革紙も一階と二階では模様が異なる点など、多くの皆様にご覧いただきたいことは十分承知しておりますが、なにぶん大正時代の建造物であり、重要文化財の保護という基本的な観点から、二階に関しては入館者数の上限を定める必要があると判断したものであります。こうした公開・非公開、あるいは入館者数の制限などの手法は、重要文化財施設ではむしろ一般的であるということをご理解いただきたいと思います。

なお、二階の非公開期間中であっても一階の通路部分は、今までどおり見学できるものといたします。

いずれにしても、見学者目線にたって要望が多かった改定を行うことで、料金的には実質値下げとなったことを広く周知し、さらなる入園者数の増加に取り組むもので

あります。

続きまして、別表第2についてですが、穆如亭の使用料の額に規定する利用時間の終了時刻を、午後4時から午後3時30分に繰り上げることに変更するものであります。教育委員会規則では穆如亭の終了時間を、午後3時30分に改正済みでありますので、本条例においても利用終了時刻を同様に繰り上げて、それぞれの整合性を図るものであります。

なお、この条例の施行期日は、平成30年4月1日です。

以上、説明いたしました。よろしくご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。はい、大山さん。

○委員（大山利吉） 加藤次長、年間パスポート。これ、他の方なんぼぐれやってるものだべな。あるいは、他の方のいろんなこの観光ちゅうが、こういう所で年間パスポートの購入割合っていうが。あるいは、当局ではどれぐらいの推定に、何人ぐらい年間パスポート求めでくれるのでしょうかあっていうごど一点ど、もし年間パスポートのある程度の目標の枚数が心のどっかにあるとすれば、無条件で教育福祉常任委員会のメンバー全て買うごど、それがら生涯学習部の管理職も全て買うごど、それがら傍迷惑でなければ委員長のお計らいで、なんとか一つそういうの導入していただければ有り難いんですけど。お願いします。

○委員長（小松栄治） 次長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） ただ今の質問にお答えします。年間パスポートの導入に関しましては、東北地区の類似団体ということで名勝指定になっている所を13箇所調べてございます。この中で年間パスポートを導入している所は、秋田市の「如斯亭」、先ほど申しましたけれどもここだけでございます。これに次いで旧池田氏庭園を導入したいということで、今回お願いしているわけですけれども実際のところを申し上げまして常時公開するのが30年度からということで、どれぐらいの利用者があるのかっていうのは正直申し上げましてあまり推定できておりません。ただ、常時公開できるということになりましたので、いろいろなイベントを盛り沢山にして、また来

ていただくと、リピーターを増やすということに努めて参りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたと思います。

○委員長（小松栄治） いいすか。他にございせんか。私からちょっとだども、別表2のごとでよ、夕方の4時がら3時半まで上がったべった。それなしてだべなど思ってた。30分繰り上げだものについては。

○委員長（小松栄治） 次長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） 閉園時間が4時でございます。ですので、4時まで使用されてしまいますと、そのお帰りになる時間までちょっと時間が掛かってしまうということで、30分前にはお部屋の方を、「穆如亭」でありますので、お部屋の方をまず出ていただきたいなということをお願いしているところでございます。庭園の方の閉園時間が4時でございます。ですので、中にある「穆如亭」の建物の閉館時間を3時半にするという。

○委員長（小松栄治） なんとなくよ、ながら半端な時間だなど思って今いだった。他の方の施設はなんたもなんだがな。例えば県の美術館どがっていうのはよ、ずらしているごどはずらしてるわけですよ。そのあたりも参考にしながら今後の検討課題にしてください。これでお客さん減るごったば大変だど思ってだ。今後の課題でな。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） よろしいでしょうか。実際のところ「穆如亭」の利用者の方々っていうのは、そんなに現実問題少ないわけでした、昨年度小学校でお茶会ですか、お茶の教室それ1回だけでしたので、あまりそれほどご迷惑は掛からないのかなと思っておりますけれども。

○委員長（小松栄治） いずれ、まずへば、どうぞ検討してください。それじゃあ他に質疑ございせんか。はい、挽野さん。

○委員（挽野利恵） 委員長と同じ考えとプラスアルファで。前は半日っていうのは3時間半って見てたようなんですけれども、こう変えた場合、午後から12時半からの分3時間しか使えないわけで、こご値段同じってなると私もし使用するどなると、なんで30分違うのに同じ値段だべって思うんですけれども、そごあたりの見解はいかがでしょうか。

○委員長（小松栄治） 次長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） 実際の、最初の料金設定が例えば1時間単位というような形でなかったものですから、特に利用者の意見を聞いてってということ

も実績がほとんど無かったものですから、昨年度1件あったという小学校の例でしたけれども、それも免除でございますので実際に支払っていただいたことがほとんど無いということでありました。もちろん宣伝不足もあるかと思えますけれども。特別にその点は考慮しませんでしたけれども。

○委員長（小松栄治） はい、挽野さん。

○委員（挽野利恵） やっぱり30分の差って使う側にすれば大きくなって、これ例えば午後の終わる時間を3時半というふうに決めたと、これでいぐっごどであれば例えば午前中は12時までみたいな感じでこう、もし、凄く有名になって殺到して入れ替わりの時間どがっても出でくるかもしれないので、そごあたりで午前中も時間の設定を変えるべきではないかと思うんですけれども。

○委員長（小松栄治） はい、次長。次長。部長、部長。

○生涯学習長（安達成年） 挽野議員の質問にお答えいたします。次長申しましたとおり、今まで利用実績がなかったものですから、今後は常時公開となるということで、また利用実績が出てくるかと思えますけれども、その際にはやっぱりその現状を見ながらそれさ合わせて、今挽野議員がら言われたことも含めて時間的には運用していくと言いますか、変えていきたいと思えますのでどうかご理解の方よろしくをお願いします。

○委員長（小松栄治） どうか一つ閉園が4時なので、4時さこだわる必要もないので、なんとが一つ3時半もまだほらあれなもんだ。時間あんだの説明だど4時だったの、4時の前にこんだこの見学の場合のこの日本間を使用する時はよ、3時半に繰り上げだっつけがらすよ、うん。まずもうちょっとな、本当なば我々は様子見が必要でねがなど思っはいだ。うん、なんとなぐな。4時がら閉園して、片づけ方もあるがらまず5時15分に終わるがらど思っなばそれまでだどもすよ。やっぱり見る人の時間帯と気持ちど合わせて、時間帯だけは設定してもらいでんた感じするっす。こっちの方の都合ばしでねぐってすな。

○委員長（小松栄治） はい、次長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） 30年度の運用状況を見ながら適宜判断して柔軟に対応していきたいと思えますので、どうかご理解をお願いしたいと思えます。

○委員長（小松栄治） 他にありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討

論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

続きまして、議案第17号「大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料NO. 1、議案書の22ページから23ページをご覧ください。

議案第17号「大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

別添のスポーツ振興課資料No. 1「大仙市テニスコート条例新旧対照表」も併せてご覧ください。

これは、大仙市テニスコートのうち、八乙女運動公園テニスコート夜間照明設備設置に伴う当該設備使用料の追加と、一部内容の改正となります。

当施設は、昭和63年から砂入り人工芝コート6面により、市民の健康増進の場として親しまれており、中・高生などの大会にも幅広く活用されております。利用状況も年間約6千人弱と順調に推移しており、近年、夜間照明設備の要望が強まったことから、平成29年8月にコート2面に照明設備を設置しております。約半年間の利用者周知期間および経過措置期間としておりましたが、平成30年4月1日から夜間照明設備使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表では、現行では1面1日につき2千520円の設定がありましたが、1日の時間的定義が無く、改正後は全て1時間単位の使用料としております。また、照明を使用した場合にも1時間あたり200円を追加しております。なお、実際の運用にあたっては、市民が使用する場合、管理運営規則により5割減額で利用できることとなります。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願

申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） この中仙のテニスコートの使用で、小中学生はどれくらい使ってらっしゃってますか。

○委員長（小松栄治） はい、次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 小中学生、ほとんどが小中学生の使用となっております。それに加えて高校生の利用もございしますが、割合からしますと中学生が主ですね。中学生がほとんどの使用となっております。

○委員長（小松栄治） いいですか。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） テニスコートは屋外でしょ、これ。屋外ですから照明が点かないと夜使えませんよね。だから、照明付けたからどって照明料分をいただくっていう考え方も賛成できかねますし、子どもたちが中心の使用だということで、1時間500円以上になりますよね、もし夜間に達した場合は。かなりの額になりますので、これがちょっと賛成しかねると思いますけれども。このへんちょっと考え方あったら。

○委員長（小松栄治） はい、次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 先ほど申しました管理運営規則によりまして、市民が、これは一般の市民、高校生以上になりますが、使用する場合、ナイター使用料1時間100円と、半額になります。で、小中学生の場合は、最初から無料扱いですので、小中学生については、料金は発生いたしません。スポ少等との活動を考えてもそんなに夜遅く、9時頃までという活動は推進しておりませんので、大体7時頃を想定しますと夏場だと照明を点けるギリギリラインになるのかなというふうに考えております。

○委員（藤田和久） はい、分かりました。

○委員長（小松栄治） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案の

とおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

続きまして、議案第18号「大仙市サン・スポーツランド協和条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 資料は同じく24ページから25ページをご覧ください。

議案第18号「大仙市サン・スポーツランド協和条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

別添のスポーツ振興課資料No. 2「大仙市サン・スポーツランド協和条例新旧対照表」も併せてご覧ください。

これは、大仙市サン・スポーツランド協和のうち、テニスコート夜間照明設置に伴う当該設備使用料の追加であります。

当施設は、平成4年から砂入り人工芝コート2面により、市民の健康増進の場として親しまれており、小・中学生などの練習にも幅広く活用されております。近年、夜間照明設備の要望が強まったことから、平成28年9月に照明設備を設置しており、約1年半の利用者周知期間および経過措置期間としておりましたが、平成30年4月1日から夜間照明設備使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表では、改正後において照明を使用した場合、1時間あたり200円を加算することとしております。なお、実際の運用にあたっては、市民が使用する場合、管理運営規則により5割減額で利用できることとなります。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (小松栄治) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (小松栄治) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議案第19号「大仙市仙北健康広場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長 (伊藤優俊) 資料は同じく26ページから27ページをご覧ください。

議案第19号「大仙市仙北健康広場条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

別添のスポーツ振興課資料No. 3「大仙市仙北健康広場条例新旧対照表」も併せてご覧ください。

これは、大仙市仙北健康広場「屋内ゲートボール場」に、野球をはじめ多種目の球技が練習できるよう、平成26年度に屋内に防球ネットを設置したことから、年々夜間の利用が増えており、全て無料開放していた施設であったことから、今回、夜間照明料の追加をお願いし、平成30年4月1日から夜間照明使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表では、現行の照明使用料がテニスコートに限定されてあったことから、改正後においては、屋内ゲートボール場を加え、それぞれに照明を使用した場合、1時間あたり200円を徴収することとしております。なお、実際の運用にあたっては、先ほどと同様、市民が利用する場合、管理運営規則により5割減額で利用できることとなります。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 (小松栄治) はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (小松栄治) なければ質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論

はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (小松栄治) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (小松栄治) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議案第27号「大仙市荒川鉦山跡地施設条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 (佐藤正道) それでは、資料NO. 4、議案書の42ページから43ページをご覧ください。

議案第27号「大仙市荒川鉦山跡地施設条例の制定について」ご説明申し上げます。

これは、荒川鉦山跡地観光施設のうち、休止中のオートキャンプ場を廃止することに伴い、観光施設としての用途を廃止するものであります。これに伴い、残る荒川鉦山跡地については、産業遺産としての歴史的価値や先人たちの実績を伝える歴史学習の場として活用できますよう、生涯学習施設に用途変更した上で存続させることとし、施設を条例規定するものであります。

条例の内容につきましては、43ページをご覧ください。

第1条については、設置に関することを規定しております。荒川鉦山跡地を保存する目的と位置を記載しております。

第2条については、入場の制限等に関することを規定しております。

第3条は損害賠償の義務に関するもので、施設等を損傷、汚損又は滅失した者に対する賠償義務に関することを記載しております。

第4条は委任事項ということで、条例で定めるもののほかに、荒川鉦山跡地施設の管理に関し、必要な事項を教育委員会規則で定める旨のことを記載しております。

この条例は、平成30年4月1日から施行され、それによって大仙市荒川鉦山跡地観光施設条例が廃止されます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 (小松栄治) はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これ

より質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

○委員長（小松栄治） 課長、私がらだどもすよ、去年一昨年まで大学の方からのあれで、いわゆる飛行機、あれを飛ばしているいろいろなその史跡の、例えば荒川鉦山の周辺ののをやったすおんな。しかもトンネルのはやっぱり公開して、とてもでねけど駄目だということになったんだけども、その調査については今どうなってるものなのかと、こういうごどだ。

○生涯学習課長（佐藤正道） 調査ですか。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 今その荒川鉦山につきましては、崩落した所は発展的改修とかは、まず今のところ出来ないということで、そのままの状態でお見せするってことです。あと、ドローン飛ばしたっていう経緯ありますけれども、それが平成29年3月31日で、取り敢えずその事業終了しております、その映像を大盛館の方で見れるようになっていうことで設置しております。

○委員長（小松栄治） まず、いずれこれは条例は廃止するというごどだべどもよ、他の方の事案は今までどおり継続して調査するっていうごどだすべ。なただな、そのあたり部長。そのヘリコプターでねぐて、なんだっけ、あれで調べだったすべ。部長、ドローンが、ドローン。

○生涯学習部長（安達成年） 今の質問にお答え申し上げます。元々が商工観光といいますか商工で、協和の市民サービス課で担当しております、これ遺産について大学と連携して調査をして、今後の資料として観光も含めてということでしたけれども。途中でそれが終わってしまったといいますか、はい、中断した状態のままで今の現在に至っているというような形で、オートキャンプ場ついで条例も廃止するというふうなごどで、その代わりに大盛館でも公開するというふうなことで。大盛館、協和の公民館で担当しておりますので、生涯学習施設の中にそれを入れて管理していくというふうな形になりますので、どうかよろしく申し上げます。

○委員長（小松栄治） ありがとうございます。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） この鉦山跡地施設って大盛館とは別でしょ？

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 大盛館とは別です。あくまでも荒川鉦山跡地に関するもので、それを見学とか訪れる出来るといったものであります。

○委員長（小松栄治） はい、他に質疑ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） はい。なければ、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本案件は原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議案第28号「大仙市花火伝統文化継承資料館条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 資料は同じく44ページから49ページをご覧ください。

議案第28号「大仙市火伝統文化継承資料館条例の制定について」ご説明申し上げます。

生涯学習課分資料一覧というのをお渡ししておりますけれども、その資料NO. 3-1も併せてご覧いただきたいと存じます。カラーページで作ってるものです。

これは大仙市花火産業構想の施策一つであります「花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」の実現に向けて、既存生涯学習施設の改築と組み合わせた「花火伝統文化継承資料館」と、現在の産業展示館を一体管理し、当エリアを「大曲の花火」を中心とした花火文化継承と発信及び生涯学習活動振興の拠点として管理運営していくため条例を規定するものであります。

条例の内容につきましては、45ページをご覧ください。議案の45ページ、お願いします。

第1条につきましては、設置目的について記載されております。

第2条については、名称と位置について記載されております。上の段が今工事中であります新設の花火資料館の場所でございます。下の段の別館とあるのが、現在の産業展示館のことです。

第3条が構成ということで、各部屋の名称が記載されております。(1)の生涯学習エリアについてですが、先ほど言いました資料NO. 3-1、生涯学習課資料NO. 3-1の5ページと6ページをお開き願います。

アの多目的ルームは、5ページ1階の左側「会議室D」の部屋であります。

イの第1研修室は、6ページ2階の上段「25名程度収容可能」と書いている部屋でございます。

ウの第2研修室は、右下の「講師・来賓等の控室としての活用を想定」と書いている小さい部屋です。

エの和室は、上段真ん中あたりの部屋であります。

オの大研修室は、左下の3室区切られている部屋で、通しで全室を使用できます。

カの資料館別館につきましては、現在の産業展示館でありまして、これ2ページをご覧くださいと思います。玄関から1度外に出なければなりません、屋根続きとなっております。

次に(2)の花火伝統文化継承エリアについてですが、これにつきましては7ページから8ページをご覧くださいと思います。イメージ図となっておりますがご了承願います。

アの展示室が7ページの3階部分であります。この階は資料保管庫にもなっております。

イの展望展示ホールが8ページの4階部分で、一番上の1.映像シアター以外のスペースであります。

ウ、シアタールームが映像シアターということになっております。

以上で部屋の説明を終わりたいと思います。

続きまして第4条についてですが、入館者の禁止行為を規定した条項となっております。46ページをお開き願います。

第5条については、生涯学習活動エリアの利用の許可に関する記事を記載しております。花火伝統文化継承エリアについては、開館時間において誰でも利用でき無料ですので、事前の許可申請は必要ありません。

第6条については、利用を許可しないことができる利用の制限に関する記事を記載しております。

第7条については、利用の制限若しくは停止又は利用の許可の取り消しに関する記事

を記載しております。

第8条については、権利譲渡等の禁止についてであります。

第9条については使用料についてですが、後ほど別表にてご説明いたします。

第10条については使用料の減免又は免除について記載しております。規則につきましては案として作成しておりましたが、今回資料としてお渡ししておらず申し訳ありません。内容につきましては、口頭で説明したいと思います。これにつきましては、今市民会館を参考に5つの基準を作成しました。

利用目的等が市及び市の機関の事業として利用するとき。これが一つ目。

二つ目が、市内の小学校及び中学校が教育目的のために利用するとき。

三つ目、市内の社会教育団体が社会教育目的のために利用するとき。

この3つを全額免除といたしました。

四つ目が、市内の公益的団体が公益のために利用するとき。

五つ目、その他市長が公益上特に必要と認めた場合。

については、今の四つ目と五つ目につきましては、市長が認める額としておりますが、現在、今のところ市長が認めた場合はほとんど全額免除という形が取られてますので、おそらくそのとおりとなるかと思えます。

第11条については、納入した使用料の不還付等について記載されております。ただし、市長が特別の理由があると認められる場合は、全部又は一部を還付することができるとされております。

第12条から第18条までは、将来指定管理者制度を導入した場合のことを考慮し規定しているものです。

順にご説明いたします。

第12条は、法人その他の団体に市長が指定し、行わせることができるというものです。

第13条については、指定管理者の業務等についてであります。47ページに移ります。

第14条については、管理の基準に関することであります。

第15条については、利用料金に関することであります。

第16条については、利用料金はあらかじめ市長の承認を受けて定めることなどを記載しております。

第17条については、利用料金の免除に関することでもあります。

第18条については、利用料金の不還付等に関することでもあります。

指定管理に関することは、ここまでとなっております。

第19条については、原状回復義務に関することを記載しております。

次の48ページに移ります。

第20条については、入館者又は利用者が施設や設備等を損傷又は滅失したときの損害賠償義務に関することを記載しております。

第21条については、資料館の円滑な運営を図るための運営委員会の設置に関することを規定しております。これは現在、案の段階として作成しておりますけども、これもちょっと資料としてお渡しできず申し訳ありませんでした。

主な内容については、また口頭で今ご説明いたします。

運営委員会の委員は、10人以内で組織することを考えております。委員の職種等につきましては、

①社会教育関係者、②花火伝統文化有識者、③生涯学習活動の向上に資する活動を行う者、④学識経験者、⑤施設の利用者、任意団体の利用者代表の5項目について考えております。任期は2年で、会長、副会長それぞれ1人選出していただくことと考えております。

第22条についてですが、委任事項としてこの条例に定めるもののほか、資料館の管理運営及び運営委員会の所掌事務、組織等必要な事項を規則で定めることを記載しております。

附則についてですが、1の施行期日は規則で定める日となっております。現在5月31日でこの建物が完成期日となっておりますので、6月1日からとなる可能性が高いのですが、まだはつきりちょっと今の状態では決まっていない状態であります。

2の勤労青少年ホームと産業展示館の設置条例が、この建物、条例が出来ることで廃止されます。

3の運営委員会の委員報酬ということで、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例が一部改正されることとなります。

49ページに移ります。

先ほどの使用料金、利用料金の別表についてご説明いたします。

使用料の額の算定方法ですが、公民館等がまだ一つに定まっておらないところもあり

ますので、実は過去に平成25年度に生涯学習施設の使用料についての見直しの協議をした経緯がありました。この時記録を見てみますと、市長協議とかもしておったようです。結局、消費税が10%になるということで、平成31年10月に向けまして、生涯学習関係の施設以外も使用料の見直しするということで、市全体で見直ししなければならないため、第3次行政改革大綱後期実施計画にその使用料の見直しの計画を上げておきます。

その際に作成した算定基準に基づき、今回の使用料の算定をいたしました。その基準といたしましては、概ね75㎡未満の広さの部屋が20から30人利用できるって所が1時間100円、75㎡以上150㎡未満で31から50人できる場所が1時間150円、概ね150㎡以上51人以上使用できる所が1時間200円。講堂並や大研修室が1時間250円として計算したとおりの表となっております。

冷暖房についても部屋の大きさによって、それぞれ75㎡未満が1時間100円、概ね150㎡未満が1時間200円、講堂並や大研修室が1時間300円というような形で作成いたしました。

最後に備考欄ですけれども、冷暖房の使用は上記単価に利用時間、1時間未満は切り上げします、を乗じた額といたします。利用者が入場料、その他これに類するものを徴収する場合の使用料の額は、使用料の額に2分の1を乗じて得た額を加算とした額とします。3番の営利を目的として利用する場合の使用料の額は、使用料の額に2分3を乗じて得た額を加算した額とします。これ大曲交流センターの条例を参考にしたものであります。

なお、開館時間と定休日につきましては、規則で定めるということにしておりまして、開館時間は生涯学習エリアが8:30から21:00まで、夜の9時まで。花火伝統文化継承エリアが9:00から16:00までといたしております。

定休日につきましては、毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日というふうに考えております。あと、年末年始ということで12月29日から1月3日を休みとする予定です。もちろんイベントとかそういうの何かあった場合は、必ずしも花火エリアが16:00で終わるとかそういうことはなく、夜遅くまで企画展示とかある場合はもちろん解説したいと思っております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。はい、高橋さん。
- 委員（高橋幸晴） 一般質問でも出だったすども産業展示館、あれどっからあそこさ移したのがということ。私記憶しているのとちょっと違った場所から移してきたように感じだったすども、「鞠水館」だすべ、あれ「鞠水館」。あれはどごから解体して持ってきたものなの、それ俺の憶えでるのどちょっと違った、一般質問では話したような気がするんですが。
- 委員長（小松栄治） はい、部長、分かる範囲だ。
- 生涯学習部長（安達成年） 高橋議員の質問にお答えしますが、私も高橋議員とたぶん同じ認識でいい、あれが六郷つが、あっちがら持ってきたってやぶの認識はなかったの、してアーカイブズに記録があるはずですので、アーカイブズの館長もあると言っていましたので、そごをきちっと調べ直しして後でお伺い申し上げます。すいません。
- 委員長（小松栄治） 他にございませんか。はい、大山さん。
- 委員（大山利吉） これ8月5日オープン予定だけでも、竣工式つつうものは日にち決まってるすべ。
- 委員長（小松栄治） はい、課長。
- 生涯学習課長（佐藤正道） 竣工式、日にちはまだ決まってないんですけども、5月31日出来ましたら6月の中旬あたりを予定しております。
- 委員長（小松栄治） 竣工式？へばあれだども、俺だの委員会でオープン前によ、視察しに行かねっても良いが。5月のいっぱいだよ、終わるので、その前後あたりでちょっと視察に行くようにどうか一つ。課長よろしくな、そのあたり。
- 生涯学習課長（佐藤正道） 分かりました。計画しておきます。
- 委員長（小松栄治） はい、大山さん。
- 委員（大山利吉） これ課長、あれなもんだ、やっぱりこの写真どおりの、写真どおりの完成なるすか。ほぼ100%このとおりの。
- 委員長（小松栄治） はい、課長。
- 生涯学習課長（佐藤正道） はい、今総合政策課の方にも確認しましたところ、ほぼ同じ建物となる予定だということで、予想ですがほぼ同じ形になるということは一応確認

はしております。全く100%ってなるとちょっと分からないですけども、ほぼ同じ形ですっていうことでは確認してますので。

○委員長（小松栄治） 他にご質問ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本案件は原案のとおり可決するべきと決しました。

所用のため、暫時休憩します。2時10分までといたしますので、よろしくお願いたします。

（ 休 憩 午後 1時58分 ）

（ 再 開 午後 2時10分 ）

○委員長（小松栄治） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、議案第35号「平成30年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは資料NO. 1、議案書の61ページ、最終ページになりますがご覧願います。

議案第35号「平成30年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」ご説明申し上げます。

「平成30年度大仙市スキー場事業特別会計」に、平成30年度大仙市一般会計から6千605万2千円以内を繰入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、この後の議案第50号「平成30年度大仙市スキー場事業特別会計予算」でご説明申し上げますが、市内3スキー場に係る運営費、並びに協和スキー場の受電キュービクル改修と大曲ファミリースキー場・大台スキー場のリフト各装置の整備、及び地方債償還金などに充てられるものであります。

以上、ご説明いたしました、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。質疑ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（小松栄治） なければ、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議案第36号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、佐藤生涯学習課長。

- 生涯学習課長（佐藤正道） それでは生涯学習課分の3月補正についてご説明申し上げます。

資料NO. 3の27ページご覧願います。

10款5項3目91事業「花の里づくり基金積立金」が1000円の増となっておりますが、これは花の里づくり基金の預金利子の積立となっております。

以上、ご説明いたしました、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（小松栄治） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。次に、伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

- 生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、スポーツ振興課所管分の補正予算概要についてご説明申し上げます。

資料NO. 3の27ページ、及び添付のスポーツ振興課資料NO. 4を併せてご覧願

います。

「大仙市スポーツ少年団の大会派遣費補助金」について、135万5千円の補正をお願いするものであります。

財源は、全て一般財源となっております。

これは、大仙市に登録されている87団を対象に、全県・東北・全国大会の出場にかかる交通費と宿泊費を補助することにより、スポーツ少年団活動の活性化と相互交流を図るとともに、各団体や保護者の経費負担を軽減することを目的としております。

資料上段の表部分は2月から3月末までに申請を予定している団体一覧ですが、本年度は1月末までに68件、金額にして594万円が申請されており、このあと3月末までに34件、約291万5千円ほどが申請される予定であり、当初予算額の750万円を135万5千円ほど上回る見込みとなっております。

今年から東北大会や全国大会へ出場する選手、そして指導者や保護者への負担を軽減するため、東北大会を3分の2、全国大会を全額補助としております。上位大会への出場はスポーツ技術の向上と成果、そしてスポーツの楽しさを実感できる良い機会であり、今後も充実した活動への支援を図るため、補正予算の計上をお願いするものであります。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご説明いたしましたが、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、挽野さん。

○委員（彦野利恵） スポーツ少年団の申請予定調査票を見させてもら、白いの4番ですね。指導者のカウントがあるどごどないどごどあって、これって基本的に指導者も出しているのでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 指導者につきましては、団体の人数によって上限もございますが、指導者も全部カウントされます。ただ、この資料の中で指導者が含まれていないという部分については、この後の予定を調べたものでございまして、指導者の欄がその段階で空欄になってただけなので、実際の場合には必ず指導者が何名か入ってくるということになります。

- 委員長（小松栄治） いいすか。他にございませんか。高橋さん。
- 委員（高橋幸晴） 国体に少年の部で出た場合は、これは対象になりますよな。国体の方へスキーで。
- 委員長（小松栄治） 次長。
- 生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 対象になります。
- 委員（高橋幸晴） 確か太田中で国体さ出たんだども、それはこれさ入ってる？
- 委員長（小松栄治） 教育長。
- 教育長（吉川正一） 国体は県で予算持っております。ただ、太田の子はそれ以外の全国大会が出場予定になっております。それは全額補助という形で申請は承っております。
- 委員（高橋幸晴） 分かりました。
- 委員長（小松栄治） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は健康福祉部の審査終了後に一緒に行いたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、議案第45号「平成30年度大仙市一般会計予算」の内、生涯学習部の予算についてを議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、佐藤生涯学習課長。

- 生涯学習課長（佐藤正道） それでは議案第45号「平成30年度大仙市一般会計予算」に係る生涯学習課所管の事業についてご説明いたします。

別紙料A4判の「平成30年度当初予算概要、生涯学習部版」に基づき主な事業についてご説明してまいります。

1ページから4ページまでが生涯学習課所管の事業になりますが、資料の中には図書館と市民会館の予算も含まれておりますので、該当部分につきましては後ほど所管課長より説明があります。

なお、説明につきましては、新規又は比較増減の大きい項目を中心といたしますので、よろしくお願いたします。

はじめに1ページをご覧くださいと思います。

NO. 1は5款「労働費」で、勤労青少年ホーム管理運営費になります。8月からは花火伝統文化継承資料館での運営・活動となり、9月から解体予定ですので、それまでの維持管理費等の予算を措置しております。

NO. 2の7款「商工費」の産業展示館は、8月から花火伝統文化継承資料館と一体管理となるため廃止事業となっております。現在改修工事中であり、5月中には完了しますが、8月の花火伝統文化継承資料館オープンと同時に開設予定です。それまでは物品搬入など準備期間となります。

NO. 3から9までが「社会教育総務費」となります。社会教育委員、社会教育指導員、成人式等の関係経費となっております。

NO. 7の成人式対象者は751名で、例年どおり成人者による実行委員会形式での開催を予定しております。

NO. 10から16までが「生涯学習推進費」で、市民の文化活動、市芸術祭等の芸術学習活動を支援する経費であります。

NO. 12の「芸術文化振興費」は323万5千円で、主な事業としましては、各地域の文化祭や芸術祭の経費、ふるさと民謡めぐり出演謝礼、国民文化祭継承事業の「子ども囲碁大会及び大仙囲碁合宿」や若手を中心としたステージ発表「MIRAIステージ」などであります。

前年に比べ54万6千円の減となっている理由としましては、国民文化祭継承事業を3ヵ年継続実施してきた成果を踏まえ、見直しを図ったことによるものです。具体的には、「囲碁文化継承事業」において、「子ども囲碁大会」を一般者対象の交流大会との連携開催により、それぞれの大会で招聘しておりました日本棋院所属プロ棋士への講師報償費を縮減できることです。

また、「写真文化継承事業」の「子ども写真展」並びに「親子写真教室」が、地域の写真愛好家による主体的な事業の企画立案体制が確立したことから、一般財源を投入していた行政主導事業としては終了し、今後は事業継続のためのバックアップ支援として実施していくこととしたためです。

NO. 13が「学校・家庭・地域連携総合推進事業費」で、地域の大人が子どもの体験活動を支援する事業であります。386万6千円で6万7千円の増であります。「学校支援地域本部事業」では、学習支援、部活動支援を行っており、「放課後子ども教室推進事業」などでは、学校内で放課後に行う体験教室、休日や長期休業期間に実施する体験教室等を行っております。補助率は3分の2、国13分の1、県3分の1で、「学校・家庭・地域を結ぶ総合推進事業補助金」として234万2千円が充当されております。

NO. 14の「第二楽章男鹿和雄展開催事業費」は、29年度単年度事業ということで、30年度は廃止事業となっております。

2ページになります。

NO. 15は「生涯学習推進費負担金」、昨年度同様、備考欄に記載のと通りの負担金となっております。

NO. 16「生涯学習推進費補助金」であります。昨年度に比べ20万8千円の増となっておりますが、主な理由としましては、備考欄の上から2番目の「大仙市市民将棋大会補助金」について、これまで西仙北地区で開催しておりました「東北将棋大会大仙市長杯」を、市民交流将棋大会と合せて開催することとしたため、本来補助金が27万円でしたが、東北将棋大会開催経費40万円を合せ67万円かかるのところ、参加賞や賞品の重複を避けたことによって、50万円に経費削減できたものでありますので、実質減となっております。

NO. 17から24までは「公民館費」になります。

NO. 17の「公民館管理費」は1億9千971万9千円で、前年比1千986万2千円の減となっておりますが、これはNO. 22の「西仙北公民館改築事業費」とNO. 23の「清水分館建築事業費」を事業別に分けたことによるもので、後ほど主な事業の説明書により説明させていただきます。

「公民館管理費」は市内各地域にある公民館を管理運営するために必要な経費であり、生涯学習や地域活性化活動の拠点施設として市民に広く利用していただくためにも、築年数の古い公民館については年次計画により耐震診断を行い、緊急性の高い案件については修繕等により即時対応して長寿命化を図ってまいりたいと存じます。

この「公民館管理費」の主な経費としましては、各公民館等の嘱託職員及び臨時職員の賃金、社会保険・雇用保険などの人件費5千807万3千円、光熱水費等の維持管理費4千2万9千円、修繕料1千238万円8千円、委託料6千540万5千円、工事請負費683万円となっております。委託料の中には、花館公民館、角間川公民館、太田東部地区生活改善センターの耐震診断業務委託料が入っております。角間川公民館については、平成29年度の当初予算に計上しておりましたが、国の補助が割り振りされなかったため実施せず、平成30年度で実施することといたしました。

NO. 19の「花いっぱい運動経費」が29万1千円減額となった理由としましては、花の里づくり基金の繰入金に見合った予算の見直しをしたためです。

NO. 20の「公民館主催事業費」の増につきましては、協和小学校のマスコットである「わっち」の着ぐるみ購入費です。協和小学校創立10周年記念イベント時にお披露目予定ということで、環境保全基金を財源として投入しております。それが50万円の増の理由となっております。

NO. 22の「西仙北中央公民館改築事業費」については、主な事業の説明書によりご説明させていただきます。主な事業の説明書の10-1ページをご覧ください。併せて生涯学習課資料NO. 1-1とNO. 1-2も併せてご覧くださいと思います。

事業名は「西仙北中央公民館改築事業費」であります。

平成30年度予算は1億8千815万円で、うち合併特例債が1億7千450万円、一般財源が1千365万円であります。

1の事業の目的及び目標についてですが、これまでも「公民館管理費」で同様の内容を記載しておりますので省略させていただきます。

2のこれまでの実績と成果についてであります。平成29年度は地形測量業務委託、改築工事基本設計業務委託、解体工事实施設計業務委託の3つの事業が進められております。地形測量と解体工事实施設計業務についてはすでに完了しておりますが、改築工事基本設計業務は3月中旬に完了予定であります。

3の問題と課題についてですが、建替えに向けて施設利用者や地域住民からの要望や意見を組み入れた施設となるよう協議を重ねていく必要があります。また、解体工事から新公民館の建築工事完了までの約2年間の代替施設確保や利用調整については、12月下旬から各種団体代表者へ調査用紙を渡し調整していることや、1月29・30日に開催した西仙北全地域の住民説明会でも説明しております。主な代替施設としては、各地区公民館、刈和野・土川・大沢郷・強首の地区公民館やスポーツセンターなどを計画しております。

4の今後の方向性と30年度事業の概要について説明させていただきます。

図書館は現存のままとしますが、「刈和野の大綱引き」に係る作業所である「大綱の里伝承館」も解体するため、新たな作業所ができるまでの2年間の場所確保について、刈和野大綱引保存会と協議しながら進めてまいります。主な事業計画として、解体工事と建築工事实施設計につきましては、平成30年度内に完了する予定であり、新公民館建築工事については、平成31年度内で完了予定であります。

平成30年度の事業概要については、委託料が実施設計業務、地質調査業務、解体工事管理業務等で3千246万2千円、手数料が建築確認申請、省エネ判定、構造計算適合判定で93万5千円、工事請負費で公民館解体工事、図書館設備改修工事で1億5千475万3千円となっております。

図書館改修工事は、現在トイレが中央公民館に廊下続きとなっている状態であること、又、電気設備に関しても中央公民館から配線を引き込んでいるため、それぞれ単独の工事が必要なためであります。

工事経費等の概算額は資料1-1に記載されております。新公民館建築工事については、平成31年度完成を目指していますので、議会の承認が必要なこともあり、平成30年12月補正に計上することも考慮しています。資料1-2が今後のスケジュール表ですので、ご覧くださるようお願いいたします。

以上で「西仙北中央公民館改築事業費」についての説明を終わります。

NO. 23の「清水分館改築事業費」についても主な事業の説明書によりご説明させていただきます。主な事業の説明書の10-2ページをご覧ください。併せて生涯学習課資料NO. 2-1と2-2、2-3もご覧ください。

事業名は「清水分館改築事業費」であります。

平成30年度予算は2億4千538万6千円で、うち合併特例債が2億3千230万円、一般財源が1千308万6千円であります。

1については、先ほどの西仙北中央公民館同様省略させていただきます。

2のこれまでの実績と成果であります。平成29年度は基本設計業務委託、地質調査業務委託、実施設計業務委託の3つの事業が進められ、全て完了しております。

3の問題と課題ですが、当施設は避難所指定がされてなく、清水地区は清水小学校だけが避難所となっております。しかし、過去には清水分館も緊急的に避難者を受け入れた経緯もあることから、将来的に避難所としての役割を果たすことも期待されております。そのための自主防災組織等の設置など、管理体制の整備も課題となります。

4の今後の方向性と30年度事業の概要について、説明させていただきます。計画概要としましては、延べ床面積629.29平方メートルで、部屋別として生涯学習課資料ナンバー2-2、2枚目の平面図をご覧ください。一番左側に家庭用バレーボールができる規模の「プレールーム」、その他右下から「生涯学習室(調理室)」、和室、事務室、研修室(1)(2)、トイレ(男・女、みんなのトイレ)、その他倉庫等、玄関・ホール・

廊下・スロープ等となっております。構造規模として、鉄骨造の平屋建てとなります。建築場所は、清水郵便局隣地の市有地で、現在地より清水小学校よりに250mくらい離れた場所です。

平成30年度の事業計画については、資料NO. 2-3も併せてご覧願います。工期としましては、清水分館建築工事が平成30年5月中旬から平成31年3月中旬まで、工事設計管理・工事管理が平成30年5月中旬から平成31年3月下旬まで、既存分館解体実施設計業務が9月上旬から12月中旬までの計画となっております。

事業概要については、委託料が既存解体実施設計業務、建設工事設計管理・工事管理で646万8千円、工事請負費が建設工事、建築、電気設備、機械設備全部合わせて、2億3千810万円、その他、手数料・備品・消耗品費で81万8千円となっております。

詳細につきましては、生涯学習課資料NO. 2-1に表がございますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で「中仙公民館清水分館改築事業費」についての説明を終わります。

再び予算概要に戻ります。

NO. 25から次の3ページのNO. 29までは「図書館費」となりますので、後ほど図書館長よりご説明いたします。

NO. 30以降は市民会館等の「施設管理費」も含まれておりますので、生涯学習課関係の項目について順に説明させていただきます。

NO. 31の「生涯学習施設管理費」は、維持管理に係る光熱水費や消耗品の縮減、また、「小杉山地区生涯学習センター」の指定管理を直営にすることで約10万円が削減できたことにより、30万7千円の減となっております。

次の4ページをお開き願います。

NO. 39につきましては、「八乙女交流センター管理費」になります。

減額理由は、昨年度に体育館の耐震診断と冷暖房の修繕を行ったため、その分増額となっていたためです。

NO. 40の「ペアーレ大仙管理費」につきましては、指定管理料の基準費用等の見直しにより37万5千円の減となっております。

NO. 41の「(仮称)花火伝統文化継承資料館管理費」については、主な事業の説明書によりご説明させていただきます。主な事業の説明書の10-3ページをご覧願いま

す。

事業名は（仮称）花火伝統文化継承資料館管理費です。

平成30年度予算は2千780万6千円で、内県支出金が340万円、自動販売機の電気料及び建物貸付収入が14万8千円、一般財源が2千425万8千円であります。

1の事業の目的及び目標ですが、「花火」に関する資料保存を行い、将来にわたる貴重な文化的財産として後世へ継承することや、展望・展示スペースに設置する映像シアターや資料展示を通じ、来館者に花火文化を発信しながら、更なる花火愛好者の増加を促します。

また、旧女性センターと勤労青少年ホーム利用団体の他に、芸術文化や共通の趣味などを通じて人が集い、新たな学習拠点としての組織づくりや、生涯学習活動の振興と地域活性化に寄与することを目的とします。

目標として、年間来場者33,000人、これは花火資料館利用者とありますが、これは、1ヵ月250人を目標とした30,000人と、現産業展示館利用者3,000人をたした人数です。更に、生涯学習施設利用者については、平成28年度の勤労青少年ホーム利用者が約9,500人でしたので、それを上回る10,000人を目指します。

2これまでの実績と成果についてですが、総合政策課の実施事業ということで4項目記載しております。その中で一番上の建設につきましては、平成30年5月31日完了予定です。建物概要については、生涯学習課分資料一覧の「資料NO. 3-1」をご参照願います。

1枚目をめくっていただいて表紙の裏になります。施設概要ということで下の表のとおり、1・2階が生涯学習施設で、3・4階が花火資料関係施設となります。2枚めくっていただき、5ページと6ページが1階と2階の詳細平面図です。

また1枚めくっていただき、7ページと8ページが3階と4階のイメージ図となっております。すみません、時間の関係上後ほどごゆっくりご覧いただきますようお願いいたします。

3の問題と課題ですが、現在の産業展示館と一体管理となるため、今後の展示や管理について、詳細な計画を立てて進める必要があります。また、勤労青少年ホーム解体後は、現在利用している団体の皆さんがスムーズに利用できるよう説明会や利用調整を定期的に行う必要があります。

4の今後の方向性と30年度事業の概要ですが、平成30年8月の開館に向け、資料3-2のスケジュール表により運営体制を確立してまいります。このスケジュール表は、今までの経緯も含まれております。特に⑩以降から急速に忙しくなることが予想されま

す。
事業説明書に戻ります。資料の収集やデジタル化の継続実施、開館に向けたPRと誘客PRをホームページやSNSなどで実施いたします。企画展示や花火資料の収集や貸し館事業運営に関わる「運営委員会」の開催など。予算項目と金額については、この一番下の表のというふうになっております。

最後のNO. 43「荒川鉦山跡地保存管理費」についてですが、先に条例制定で説明しましたように、観光施設としての用途を廃止することに伴い、残る荒川鉦山跡地について産業遺産としての歴史的価値や先人たちの実績を伝える歴史学習の場として活用できるように保存管理していくための経費であります。所管は協和公民館であります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、高橋さん。
- 委員（高橋幸晴） 花火伝統文化継承資料館について、オープンされますとおそらく市内の小中学校の方々、バスで視察に来ると思います、多く。その時に説明を子どもたちに、一般もそうですけども。説明員の養成などがやられてオープンするわけでしょうか、それとも見てくださいという状況になるか、そこをお伺いします。
- 委員長（小松栄治） 課長。
- 生涯学習課長（佐藤正道） 今高橋議員言われたとおり、当初からやはり説明できるような方がいなければならないと。で、事務職員は予定では1階に4人と3階に4人という形で置きたいんですけども、それぞれ花火伝統文化プロジェクトの皆さんと協議しながら、まずあとあの施設が出来ましたら業者さんとも話し合いながら説明の研修とオープンするまでは職員で、体制でやれるような形を取れるように勉強と研修をして参りたいと考えております。
- 委員長（小松栄治） 高橋さん。
- 委員（高橋幸晴） この前俺だ委員会で行ったどごろ川越の博物館だけ、博物館。まあまあ相当規模の大きいどごだったんですけども、凄く上手なんですよ説明する人が。

とにかく凄くプロ、プロ中のプロをちゃんと養成して置いたんですよ。そうすることで長持ちすると思うんですよ。そうでなければ1回見でしまえばあと来ねぐなってしまうという感じ。やっぱりそれはソフト、人材育成、プロ中のプロを育成していくということでないで長持ちしないで、ただ受付の女の子がただ2、3人居で、あどずっと同じ状態になっていぐっていう。そごらへんが利用率を高める秘訣ではないかなと思います。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 今確かに今回も職員の要望ということで市長協議した時も学芸員の方、資格のあればそういう方がやはり専門的なこと覚えているつが、詳しいので欲しいということでまず要望はしたんですけれども、今年度になるかちょっと来年度職員として採用していただけるかちょっと分からないですけれども、ただ、将来的にはつが、まあ早い段階で本当にそうですねプロフェッショナル的な説明員は必ず必要だとは考えておりますので、早めにそういう方の育成と要望はしたいなと考えております。

○委員長（小松栄治） 高橋さんどうぞ。

○委員（高橋幸晴） あそこの、仙北のあそこもボランティアで説明員が養成して本当立派な、池田邸なんかも段々段々レベルが上がってきてるってということで、非常にやっぱりああゆうごどで来るお客さん方も非常に分かって、ああ良いなと理解して帰って行かれるというごどになると思うだよ。そごが一番重要だと思うんだ。以上です。

○委員長（小松栄治） よろしくお願ひします。他にございませんか。はい、大山さん。

○委員（大山利吉） 今高橋議員仰ったようにですね、美術館っていうのは3カ月に1回どが半年に1回ずつ展示物変わるがら同じ人まだ行くんだすよ。へばこういう施設っちゃうのは、一度見ると「ああ、おらあどいい」というふうな雰囲気になり勝ちです。してあど集客をするためには何が頼りがというと、やっぱり案内。これね一度見ちゃうどよながながこの花火シアターこごさなばよ、あど次がらは育ってくる、成長する人方が来るごどしか期待出来ねような、まずね今こごまできてこういうの言うのもおがしいけれども、するといかに飽きさせねでこごさ来てけるがっていうごどをね、この運営。だがら運営委員会10名ほどって言ったじゃないですか、これが本当重要ですよ、この建物をこの後維持していくために。高校生だって中学生だって一度見ればね、あど来ね、ハッキリ言って。せば今の小学校2年が大きくなるまでの間、5、6年なるが。そうすれば、あどは来るがもしれないけれども、それをなんとかね蜘蛛の巣張らないような施設に

なってもらいたいなど。まあ、所詮生涯学習部関係はあそこさ入居するんで、入るんでしょ。入らねっけがな。それはそれで間違いねけども、あどは花火展示室だな。これがね、飽ぎざされないように、一つ運営していただきたいと思うんですよ。よろしく願いします。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 総合政策課との協議の中でも概ね3カ月に1回ぐらいは企画展示をいろんなものを替えていきたいということも考えておりますし、やはり案内する方の充実は必ず必要だと思いますので、そこらへんは運営委員会と詰めて早急に決めていきたいと考えております。

○委員長（小松栄治） はい、大山さん。

○委員（大山利吉） 花火の資料が、今何故こういうごど申し上げたがどいうと、1万4千点前後の花火資料ってございますね。これ一度に全部展示するんですか。違うでしょ。何百点ぐれずつに展示するんでしょな。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 何点かとかはちょっとまだ正確な数分らないですけども、先ほどの資料に基づきまして、3階の所いろいろ展示しているような絵が見えましたけれども、あんな感じで取り替えていきながら、で奥の方に資料倉庫というもの、まだ保存できる所もありますので、そこらへんが資料分かる、みんなが見てくれるような資料をちゃんと展示できるような方をやはりこれから育成していかなければいけないので、それも研修して育てていかなければいけないと思います。

○委員長（小松栄治） はい、大山さん。

○委員（大山利吉） ただ、この前も申し上げたんですけれども仙北中の合宿所、旧合宿所にその資料があるようですが、あそこはオープンと同時に空っぽなるんですか、それともまだ残ってるものあそこに保存しておくんでしょうかね。どっちでしょうか。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 計画としましては、建物出来てから全て運ぶ予定です。

○委員（大山利吉） これこっちで保存するどころがあるんだ。

○生涯学習課長（佐藤正道） そうです。

○委員長（小松栄治） はい、大山さん。

○委員（大山利吉） 今から何年前がな、細川さんが文化財保護課長で今のふれ文の館長

やってる高橋明子さんが文化財にいる。豊川の神社の下に当時花火を揚げたであろうっていう木で作った筒が2本入っているっという情報を聞いて小松は花火屋さんの今の社長さんと我々4人で見に行って、花火屋さんがこれは間違いなく多分花火揚げだ道具だびょんというごどで、それであど終わってるはずなんですよ。かなり大きい筒なんです、筒、木で作った筒。これね、ちょっとせっかくだから新しく出来だやづき直ぐでなくてもいいがら、何ヶ月でも何年後でも良いがら、本当に花火を花火を揚げようとした筒なのかは、たぶん、んだと思ううんです。それが確定したならば是非一つね、市民の方に当時の花火揚げたその木で作った筒を見でもらいたいなと思ってだったんです。これだがらあの、退職した細川さんどがに聞けば直ぐ分かるしその神社の管理人も電話せば直ぐ対応してくれるはずなんです、是非、部長一つね対応してみてください。お願いします。はい、以上です。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。皆さんありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 教育長、どうか一つ花火資料館を有効に使って、この間お話しした、高橋さんちょっと言ったけども博物館の事業等もおやりになってる川越市だったので、それがらも参考にしながら。事業も子どもたちに、事業だすな、これも進めてくだされば、こごばしじゃなく他がらも来るように、仙北でもどごでも。したごどお願いできればなど、このように思っておりますので、どうかご配慮お願い申し上げたいと思います。なければ質疑を終結いたします。

次に、富樫総合図書館長。

○総合図書館長（富樫武彦） それでは、予算概要の方のNO. 25から29につきまして、ご説明いたします。

25「図書館協議委員会報酬」ですけれども、16万5千円。前年度と同じでございます。

26「図書館管理及び運営費」でございますけれども、5千127万8千円。前年度よりも291万3千円増えております。市内8図書館の管理及び運営に関する経費でございますけれども、今年度大曲図書館の嘱託職員の分の賃金をこちらの方から払うということで、その分が増えてございます。

27番「図書館購入費」1千60万。昨年度と同様でございます。

28番「図書館協会負担金」13万7千円。こちらも昨年度と同様でございます。

29番「子ども読書活動推進事業費」につきましては、「主な事業の説明書」10-4ページをご覧くださいと思います。

10款5項4目99事業「子ども読書活動推進事業費」について、ご説明いたします。事業は継続です。

予算額は569万9千円。前年度比較しますと43万4千円の減額となります。

財源内訳は、県支出15万円、その他は全額一般財源です。

はじめに事業の目標についてですけれども、平成27年4月に策定しました「第2次親と子の夢を育む読書活動推進計画」に基づき、生涯に渡って読書する習慣を培うことを目標としています。目標値として、子どもの読書習慣づくりへの支援である「読書支援サポーター」の活動回数を年間千回として設定しています。

次に、項目毎に「2 実績と成果」、「3 問題と課題」、「4 改善」について、まとめてご説明いたします。

最初は、ブックスタート事業についてです。

この事業は、4カ月児の健診時に絵本を開く楽しさを体験していただき、絵本と図書館利用案内などの入ったブックスタートパックを手渡す事業です。平成22年から実施しており、保護者からも好評を得ていて平成30年度も引き続き実施を予定しています。

ブックスタート事業では、ブックスタートパック代として75万8千円を予定しております。

次に、公立図書館と学校図書館との連携に係る子どもの読書支援サポーター事業です。

これはサポーター3名で市内の小中学校に対し、学校図書館の環境整備、読み聞かせなどの支援を行い、子どもの読書習慣づくりの支援を行う事業です。本事業は学校からも好評を得ている反面、支援の要請が大変多く1校に掛かる時間が長くなり、活動回数が減っています。平成30年度は学校からの要望に応えるための適切な方策を検討し、学校図書館とのいっそうの連携を深め、子どもの読書習慣づくりを支援し、目標値の達成を目指して参ります。

ここではサポーターの賃金、共済費、旅費の458万3千円を予定しています。

三つ目として「だいせん読書の日」における読書活動の推進に係る事業です。

11月1日木曜日の「だいせん読書の日」に多くの市民に年代を越えて読書への理解を深めていただくことを目的に、広報やコミュニティFMを活用したPR、さらには各図書館において関連イベントを実施しています。平成29年度も徐々に周知が図られ、

多くの市民の方から参加をいただいています。平成30年度もこのような関連事業をいっそう充実させ、さらなる読書活動の推進を図って参ります。

「大仙読書の日」のポスター印刷費、イベント関連の一般消耗品代として15万円を予算化しています。

最後に「読書活動推進パートナー支援事業」は、企業や民間団体などに図書館の本を設置してもらい、身近な所で読書に親しめる環境づくりを進める県の事業です。

設置場所は交渉中ですが、県から支出される15万円で図書コーナーを設置する予定です。

以上で総合図書館の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。

次に、伊藤総合市民会参事。お願いします。

○総合市民会館参事（伊藤ひろみ） 続きまして、「平成30年度大仙市一般会計予算」総合市民会館所管分についてご説明いたします。同じく当初予算概要の2ページをお開き願います。

18番の中央公民館管理費ですけれども、大曲中央公民館の施設・設備維持管理に係る経費でございます。主な経費としましては、日常清掃業務、施設・設備管理、舞台操作管理業務などの委託料となっております。

次に、3ページをご覧ください。

32番から35番までは、4市民会館の施設・設備維持管理に係る経費でございます。主な経費としましては、日常清掃業務や設備保守点検業務などの委託料のほか、改修工事費となっております。その中で大曲市民会館の予算額が大幅な減となっておりますのは、平成29年度に大規模な舞台改修工事を行ったことによります。

4館とも修繕・改修工事につきましては、利用者の安全と安心を最優先に利用実績や利用状態を踏まえて、年次計画で改修を進めており、30年度は中仙市民会館の屋根防水改修工事の627万1千円、協和市民センターでは開館以来初となる舞台吊物機構改

修工事、ワイヤー・滑車交換ですけれども2千968万2千円、同設計業務委託料130万円などとなっております。

中仙市民会館、協和市民センターの改修工事費の財源につきましては、公共施設等修繕引当基金繰入金を充当していただくこととなっております。

続きまして36番の「総合市民会館運営費」につきましては、「主な事業説明書」の10-5ページをご覧ください。

「総合市民会館運営費」は、4市民会館の自主事業公演開催経費でございます。

予算額は3千192万6千円、29年度と比較しますと1千196万2千円の減額となっております。この減額は、昨年度は協和の方で花火シンポジウムに能公演を行ったこと、各館とも事業費を抑えた公演を30年度は企画したことによる減となっております。

この事業は、優れた舞台芸術を身近に鑑賞する機会を市民に提供し、芸術文化意識の向上や地域の文化振興発展に資することを目的として実施しており、4館がそれぞれの地域特性を活かした自主事業公演を行っております。

市民の幅広い要望にお応えするため、公演内容につきましては市民の皆様で構成された市民会館等運営連絡協議会でご承認をいただいております。事業費に占める入場料収入は概ね50%程度を目標としております。

今後の課題としましては、各会館とも入場者数の増加に努めるとともに、各種の助成制度の活用や共催事業による公演開催など一層の工夫により、一般財源からの支出削減に努めてまいりたいと思っております。

各館の事業費、入場料等収入、一般財源については4のACTの表のとおりでございます。

4館の30年度の公演内容につきましては、次のページ10-6ページのようになっています。

大曲市民会館では、NHKで日曜日の朝放送している「みんなDEどーもくん！」の公開収録を4月29日NHK秋田放送局と共同開催いたします。表では大曲市民会館の2番の事業です。

また、5月の下旬、表では5月下旬ですが、具体的には5月27日の日曜日となりますが、大仙市出身の歌手や大仙市の音楽イベントなどに出演いただいたことのある若手ミュージシャンの活動を応援するコンサート「ミュージックフェス in DAISE

N」、表では仮称となっておりますが「ミュージックフェス in DAISEN」という名称で公演を行う予定です。12月には5人組のヴォーカルグループ「ゴスペラーズ」の公演、また、クリスマスには市民によるオペラや合唱などの公演「クリスマスの夕べ」などを予定しております。

中仙市民会館では毎年人気の自衛隊音楽コンサート、優秀映画鑑賞会、1970年代に活躍された原田真二、尾崎亜美、南佳孝さんのジョイントコンサート、宝くじ文化公演「オーケストラで聴くジブリ音楽」。

協和市民センターでは9月に定期能公演、仙北ふれあい文化センターでは11月に「民俗芸能フェスティバル」など地域性の高い特色ある事業を企画しており、より多くの皆様から鑑賞していただくとともに、地域の活性化にもつながる事業開催を行ってまいりたいと考えております。

併せて市の広報やホームページ、FMはなびなど様々な媒体を活用して、公演に関する情報の周知を図ってまいります。

つづきまして、予算概要では4ページの37番の「大仙市音楽祭開催経費」、「主な事業説明書」を使用して説明いたします。ページは10-7ページとなっております。

「大仙市音楽祭経費」についてご説明いたします。予算額は809万4千円、29年度と比較しますと1千66万円の減額となっております。

この減額となった主な理由ですけれども、音楽祭を予定しております11月には小中学生の芸術鑑賞事業、オーケストラ公演なんですけれども、実施が日程的に厳しいというご意見がありましたことから、30年度は小中学生向けのオーケストラ公演を見送ったことによる減額となっております。

大仙市音楽祭は、「音楽のまち大仙」として長年にわたり育んできた伝統と財産を市民により身近なものとするため、市民参加型の音楽祭として、29年度から新たに開催した事業でございます。

29年度は事業説明書の2にありますような0歳からすべての年代層の市民がクラシック音楽を身近に楽しむことができる外部委託公演、市内や近隣の市・町で活動している音楽団体による公演などを11月3日から5日の3日間にわたり大曲市民会館の大ホール・小ホールなどを主な会場に開催し、多くの方に鑑賞をいただきました。

第2回目となる30年度の大仙市音楽祭は、ボランティアスタッフとしてご協力をいただく方々に過度な負担とならないように11月10日土曜日、11日日曜日の2日間での開催を予定しております。

内容としましては、29年度、今年度に行いました音楽祭の終了後のアンケートで好評でした「楽器体験コーナー」、「未就学児向けオーケストラコンサート」、「一般向けオーケストラコンサート」などにつきましては、30年度も継続して開催を予定しております。

地元の吹奏楽や合唱の音楽団体、市内の小・中・高等学校で音楽に携わっている児童や生徒などからも参加協力をいただき、より多くの市民に参加し、鑑賞していただくことができる「市民が創り上げる音楽祭」を開催したいと思っております。

当初予算概要にまた戻ります。当初予算概要の4ページ、38番の「大曲交流センター管理費」についてご説明いたします。

「大曲交流センター管理費」は、施設の設備維持管理に係る経費でございます。

主な経費としましては、日常清掃業務や設備保守点検業務などの委託料となっております。

また、先ほどお話も出ましたが、29年度から3カ年度に渡り、緊急度の高い部分から、屋根の防水改修工事を予定しており、30年度の改修工事費は722万4千円となっております。

この改修工事費の財源につきましては全額公共施設等修繕引当基金繰入金を充当していただくことになっております。

以上、総合市民会館所管分の平成30年度当初予算概要についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） 「総合市民会館運営費」で10-6のほさ、いろいろな事業が書いてますけれども、自衛隊の音楽隊が二つ入ってます。これね今の憲法問題ど絡んで3年前から急激に増えてるんですよ、学校どが自治体。それで各地で公演をストップしたりね、それから自衛隊加入の宣伝をしないっていう約束取ったどどがいろいろあるんで、止めれとは言いませんけども注意してやっていただきたいと思います。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。はい、挽野さん。

- 委員（挽野利恵） 大仙市音楽祭の開催経費について、29年度凄くお金掛かって、まず初年度っていうごどで、しかも仙台フィルを3日間、4日ぐらい拘束したんですか。ずっと来てで。あっ、3日。もう私も凄く楽しみにしてたただ事業だったので、「わあ、このぐれ掛がった事業だったのが」っていうふうに納得したんですけれども、この内訳みだいなのと、あと来年度1千万減で800万ぐらいで山響を呼ぶような、これ見ればそうなんですけども、ちょっとそごあたり内訳ざっくりで良いので教えてください。
- 委員長（小松栄治） 伊藤参事、ご答弁お願いします。
- 総合市民会館参事（伊藤ひろみ） 今年度の分の内訳は、30年度ということで手持ちのもの持ってきたんですけれども、ちょっと昨年度の分を持ってきておらなくて今年度の分で良ければ資料として手持ちのものございますので。
- 委員（挽野利恵） 急がないので後で良いです。
- 総合市民会館参事（伊藤ひろみ） はい、分かりました。用意します。
- 委員長（小松栄治） 明日でも良いがらな。じゃあ、他に。小笠原さん。
- 委員（小笠原昌作） 大曲市民会館いろんな催しやるわけですけれども、いろんな方々から駐車場の問題言われますけれども、何かそういうふうな苦情とかそういうふうなあれはないものですか。
- 委員長（小松栄治） 部長、安達部長だ、な。部長。
- 生涯学習部長（安達成年） あります。特に冬はどうしても雪の関係、今年は特にというごどど。それから中央公民館ってば今ちょうど申告の時期で申告会場にもなってらったりして、それでどうしてもそういうのがあって駐車場が足りないというようなことが言われておりますけれども、たまたまイベントどがある時には、急遽、冬に関しては道路河川課がら協力いただいて排雪するどがというごどについても対処はしておりますけども、全く苦情がないということではありません。
- 委員長（小松栄治） はい、小笠原さん良いですか。他にございせんか。はい、藤田さん。
- 委員（藤田和久） 今年のごどなんだけれども、中央公民館と市民会館の前の雪がな、通り道だけででっきり山なってるんだな。あれなんとかならないものではないでしょうか。あと、市民会館あたりだと中央公民館と交流センターも含めてな、小さい除雪機械独自に持っても良いような気もするんだけれども。まず、今後検討してもらえれば。
- 委員長（小松栄治） 要望です。部長。

○生涯学習部長（安達成年） その点につきましては、隣の田圃も借りでらったりして早くなればその分もまた掛かる経費等いろいろありますけれども、いずれにしろ利用者の方々のごとを考えで検討したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ、質疑を終結いたします。

次に、加藤生涯学習部次長兼文化財保護課長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） それでは、文化財保護課所管分について、説明させていただきます。

当初予算概要の5ページをお願いします。

ナンバー1、2の説明は割愛しまして、ナンバー3の「文化財保護施設管理費」は、民俗資料の公開展示を行っている、協和地域のくらしの歴史館と南外民俗資料交流館の管理運営費として681万5千円で、前年度より408万7千円の減となっております。これはくらしの歴史館を56日間の季節限定の開館に見直し、試験運用することとし、経費の節減を図ったものです。ただし、閉館時でも団体予約があれば、時間単位で効率的に開館する方針としております。

ナンバー4、5を割愛しまして、ナンバー6の「払田柵跡環境整備事業費」は、環境整備計画に基づいて実施する経費ですが、30年度は他の事業との平準化を図るため、計画を全面的に先送りしたことから、77万7千円で、1千657万6千円の大幅な減額となっております。

なお、払田柵跡の利用者数は、ここ数年、年間3万人ほどとなっております。

ナンバー7の「払田柵跡土地買上事業費」は、555万4千円で、1千48万5千円の減となっております。財源として、国の補助が80パーセント充当されます。

30年度は、水田2,068平方メートルの買い上げを計画しておりますが、これをもって本事業を31年度から一旦休止とする予定でございます。

続きまして、ナンバー8につきましては、主な事業の説明書の10-8ページをご覧ください。

事業名「旧池田氏庭園管理費」については、経常経費ではありますが30年度から常時公開することや入園料の改定など、運営形態として大きな変化があることから、主要事業の一つとして報道機関等にも積極的に周知してまいりたいと考えております。

30年度の事業費は、管理人賃金の増などにより1千893万9千円と、239万6千円の増となっておりますが、一方で来園者数の増加による歳入の増が見込まれるため、一般財源としては前年度よりも減となっております。

1の「プラン」であります。目標数値につきましては、将来的な年間来園者数、2万5千人を目指します。

2の「実行：これまでの実績と成果」ですが、過去11年間の入園者数の推移を掲載しております。

3を省略しまして、4の「改善：今後の方向性と30年度事業の概要」をご覧ください。

公開期間の拡大と料金体系の見直しについて新旧を比較した表を掲載しておりますが、先ほど説明済みにて割愛いたしますが、その一番下に重要文化財に指定された洋館の記念事業として、記念講演や祝賀会、企画展として「金唐革紙と製造実演」などを開催する予定であります。

当初予算概要の5ページに戻ります。

ナンバー9になります。「旧池田氏庭園整備事業費」は2千61万35千円で、1千140万8千円の増となっております。この事業は、国の2分の1補助を受けて名勝庭園の保存整備を行う事業であります。30年度は味噌蔵の修復工事が5年間にわたる最終年度であり、国庫補助の関係で年次計画から先送りされてきた事業費分が増となっております。財源内訳として、国庫補助が1千290万円、市債1千200万円、一般財源が123万5千円あります。

次のナンバー10、11を割愛して、ナンバー12の「鈴木空如資料調査研究事業費」については、30年度は一旦調査研究を休止しまして、公開・活用すべき年度には経費に予算措置するものとして、30年度は廃事業としております。

次のナンバー13を割愛して、6ページをお願いします。

ナンバー14は、「ふるさと歴史広場整備事業費」191万2千円ですが、この事業の中で、ふるさと探訪ポケットブックの印刷製本費がございます。冒頭の教育長挨拶でふれていただいたようですが、その原案について資料を提出しておりますので、「文化財-3」という資料をご覧くださいと思います。

これは「大仙ふるさと博士育成事業」の一環で、ポケットブックを基に親子で市内の文化財を探訪して、ふるさとの魅力を再発見しようという企画です。市内11中学校の

生徒と社会科教師の協力によって進めており、添付資料はまだ校正途中の原稿ではありますが、18ページ分を抜粋したものであります。

各校の中学生が選んだ地元自慢や有形・無形の文化財、偉人・先人、公民館長のお薦めイベント、文化財クイズ、そしてお薦め文化財めぐりルートなど全部で28ページとなりまして、今月下旬までにはデザインを完成させる予定です。これを30年度予算で12,000部を印刷し、小中学生や公共施設などに配布する計画でございます。

続きまして、ナンバー15「角間川・川のまち歴史交流の杜整備事業費」についてですが、こちらは主な事業の説明書の10-9ページをご覧ください。

30年度の事業費は1億217万円で、前年度より2千819万8千円の増となっております。

特定財源として国庫支出金が1千958万6千円で、市債を6千300万円充当するほか、教育文化基金400万円を充当しております。この基金については、角間川・本郷家にお住まいだった当主、本郷元氏からの寄附金400万円を一時基金に受けて本事業に予算化するものであります。なお、本郷氏は毎年200万円ずつ延べ5年間、合計1千万円を、市もしくは地元団体に対してご寄附を継続されるとの有り難いお話しをいただいております。

事業説明書に戻りまして1の「プラン」ですが、角間川の歴史を伝えるために旧家群を活用して地域活性化拠点エリアを整備する計画であります。その核として国登録有形文化財の本郷家をはじめ北島家、荒川家の御三家一帯を計画的に整備し、地域文化向上と広域的な文化観光交流を推進するものであります。

2の「実行：これまでの実績と成果」につきましては、28年度で策定した「歴史まちづくり基本計画」をベースに29年度で御三家の公有化が完了し、旧本郷家住宅の特別公開を実施しましたところ、二日間で約950人が来館し、関心の高さを実感したところでもあります。

これを受けて3の「問題と課題」になりますが、公開要望に応えるためには迅速な御三家の修復と来館者用の便益施設の整備が必要です。また、先の見学者の多くから内蔵が見たかったという意見を多く頂戴しております。基本計画では各家の内蔵一階を公開する計画であります。今後の公開に向けて収蔵資料を整理するためのマンパワーの確保が課題と考えてございます。

4の「改善：今後の方向性と30年度の事業概要」についてでございますが、本事業の

実施計画期間は10年間としており、28年度から32年度までの前期5年で通常公開できるまで、建物はもちろん、庭園等の外構も含めたハード面の整備を実施します。

33年度以降の後期5年間では、細かな部分の整備や維持管理も含めて活用のための効率的な体制を整えるためのソフト事業を計画しております。

30年度の事業詳細については、添付いたしました資料「文化財－2」にて説明させていただきます。A3横のカラーの資料でございますけれども、これの1ページをご覧くださいと思います。

資料の左側は、御三家の位置図です。上が北になりますが、上から本郷家、北島家、一番下が荒川家となっており、30年度では見学者の入り口となるこの荒川家の整備を重点的に実施するもので、受付棟やトイレの整備を計画しております。

右側の上には前期のハード整備事業費を掲載しておりますが、管理費用などの経常経費を除いた工事費や修繕、それらの設計費を抜粋した金額となります。30年度の本事業における普通建設事業費は9千672万7千円であり、大部分が荒川家の改修工事になります。

表の下に荒川家の写真を掲載しております。空き家になって20年以上全く手をかけていなかったこともありまして、現在の状態はとても傷みが激しくなっております。

まず①と②は味噌蔵の写真ですが、これはあまりに傷みが激しいことから解体します。

写真③と④は内蔵を覆っているさやの状態です。この中の内蔵は公開に向けて保存したいため、さやについては土蔵の壁を守るために取り壊すことができませんので、大規模修繕が必要です。

⑤は主屋の写真ですが、角間川御三家に連なる塀越しのファサードを保つため、輪郭だけは残しつつ、秀逸な柱などの部材はできるだけ再利用した改修工事を実施します。最終的には、赤の矢印で示す右の写真⑥のようなイメージで、通り抜けもできる休憩所的な建物を想定して工事を進めることとしております。

右ページの下段は工事の設計図ですが、左側の荒川家の部分と色で対応して表示しております。国庫補助として「空き家対策総合支援事業」を充当いたしますが、赤で囲んだ主屋の改修工事には50%、ピンクで囲んだ解体工事には40%補助となり、青のトイレ改修工事、緑の内蔵さやの修理につきましては、市単独事業となります。

最後に「社会教育施設災害復旧事業費」107万6千円につきましては、同じく資料「文化財－2」の1枚めくっていただきまして2ページにて説明をさせていただきます。

昨年7月・8月の2回の集中豪雨による崩落が小規模ながらも国指定史跡「払田柵跡」地内2カ所にも見られましたので、その被害状況について報告いたします。

資料の左上に払田柵跡の位置図、右側に崩落カ所の6枚の写真を、左下にはこれまでの経過を掲載してございます。

①の写真は7月に発生した長森の方の崩落であります。②の写真はそのすぐ隣で発生した8月の崩落です。また、④から⑥の写真は8月に発生した真山での崩落です。これらの被害については、すぐに文化庁に報告しましたが、見学者のルートと離れていることや近隣に民家がないことなどから、しっかりと調査の上、復旧工事の手法を慎重に検討するよう指導を受けたことから、払田柵跡環境整備審議会で報告の上、現地調査し、委員の皆様から指導・助言を受け、まずは地層を調査したところでございます。

その後、文化庁の調査官から現地にお越しいただき、国庫補助の該当と復旧方法について助言を受けたことから、30年度に測量設計を実施し、復旧工事の工法について再度審議委員会から承認を得た上で、31年度に工事費を計上することとしております。

災害復旧としては慎重な進捗状況ではありますが、国指定史跡ということで様々な手順を踏んだ上で事業を進める必要があるということをご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、災害復旧にかかる国庫補助率は70%でございます。

以上、説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、休憩ですが。審査の途中ですけれども、所用のため10分間だけ休憩いたします。再開は3時50分にしますので、よろしくお願いいたします。

（ 休 憩 午後 3時40分 ）

（ 再 開 午後 3時50分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは生涯学習部の文化財保護課からの説明が終わりましたので、皆さんがらご質問ございませんか。はい、高橋さん。

○委員（高橋幸晴） 角間川の「川のまち歴史交流の杜整備事業」について、ちょっと聞きたいと思いますが、この前に2日間の公開で950人が来られたということで大変盛況だったと思います。これについても、花火伝統文化継承資料館と同じように、やっぱり説明をする人が居ないとこれも上手くないことだと思います。地元の方が熱心に進められているごどなので、これおそらくボランティア的に説明する人が生まれてくると

思いますけれども、これについてもやっぱり説明員の育成、今からやっておかないと駄目なんでないかなというふうに思います。実は増田に有名な蔵のあれがあるんですけども、あそこに「佐藤又六」っていう、たまたまそこへ行ったがごどあるんですけども、あそこやっぱり蔵の中心的な存在で、今の北都銀行の前身の方が住んでおられるということでした。まずそこは人が住んでいるのでその住んでいる人が説明してくれるわけですけども、ここの場合は本郷さんもあれだすべ、空き家になってしまうごどだすべごど、本郷家。今も居ないごどだすか。今も居ない？全くへば3軒とも全く住んでいないという状況になってしまうので、尚更やっぱりその説明する人が。それがらやっぱり旧家なので、昔の古い伝わりどが大事な物がかなりあると思うんだすよ。その歴史の説明、これが非常に聞く人にとっては興味深いものになると思います。いろんなつながり、昔の偉い人方のつながりが必ずあると思うんだすよな。そういった、こういった旧家にとっては。だがらそういう宝物もあるだろうし、そういったごどの説明をきちんと出来るようなスタイルを取っておいた方が良いんでねがなというふうに思います。

○委員長（小松栄治） 加藤次長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長（加藤実） ただ今のご質問にお答えします。今文化財保護課では、説明のためのマニュアルを作っている最中でございます。今回の予算が承認されましたら早速地元の説明会も行いたいと考えてございます。そういった中で、説明できるガイドの方を養成していくというようなことを目指していろいろな団体に働き掛けていきたいと思っております。目標といたしましては、春早々には無理だと思えますけれども、秋口にはそういった方がデビューできるような体制を整えたいなということ考えておるところでございます。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。大山さん。

○委員（大山利吉） 加藤次長、池田家のボランティアの案内、これちょっとね角間川の方々、やっぱりすぐ側にあるがら、マニュアルはマニュアルだどもよ、ちょっと雪消えたら研修がな、研修ってば何て言うがな、まず。まずねあちこちあるけど池田家のガイドもまずまずなってきた。まずまずなってきたし、この前も申し上げたけども、あの人方あの人方だけで満足してる案内の仕方ど、あちこち歩いてこうだなというごど、例えばあそこを設計した長岡安兵。これ県外から来た人も千秋公園を設計した人と同じ人ですよという案内の仕方する。県外から来たたら北海道の札幌の大通設計した人だよっつた方がずっと分かりやすいんです。これマニュアルっちゅうのは書いたものだがら頭さ

入っちゃってる。それ以上に脱皮へねんだな。だから池田顕彰会人方も入場料がらも入館料がらもんだどもちょっといただいてね、この人達あちこちさ研修に行がへるシステムも如何なものかなと。秋田県内こごら辺の人方行った時は秋田の千秋公園設計した人ど同じ人ですよってのは通じるけども、県外から来たお客さんに千秋公園ったってピンってこねおん。札幌大通のあの公園通を設計した当時東京村の東京市の職員の技師でありましたという感じでいかないとね。その証拠ちゃんとあるんだすもの札幌大通公園のどごに石碑さ書いで。そういうの現実に現場で見せてもらおうとガイドの成長も、それから説明の仕方もかなり違ってくると思う。この前教福で俺行げながったけども、話聞いだけどもかなりやっぱりそのガイドのやり方にはみんな感動してきたようです。講談でも浪曲でも同じ内容でも語る人によっては全然違うはずなんです。そごらへんだがらガイドの勉強、視察の、やっぱりどごがら金用意すがはそれはあんだ方商売だがら、それはやるべども。そういう研修をやっぱり一人二人派遣するのも良いもんでねがなと、私見ですけども述べさせていただきました。

○委員長（小松栄治）　どうか一つ、教育長も一緒に行ったのでどうか一つよろしく願いします。他にございませんか。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久）　10-9のActのどごにね、年次計画みたいなごど書いてますけども、その地元の人達の意見としては浜蔵とのセットの活用というごども検討してもらいたいとかね、それから売店とか軽食をちゃんとやれるそういう休憩所みたいなのも考えて欲しいとの意見も出てるんですよ。もしそういうようなことをやるとすれば、これ何年頃になるわけですか。33年前、33年過ぎ。それをちょっと。

○委員長（小松栄治）　はい、次長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長(加藤実)　これは相手があることとございますので、そういった方をいかに確保するかということに尽きると思います。もちろん案内ガイドもですけども、角間川の地域全体を、エリア全体をまち歩きできるような、そういった整備を最終的に目指しておりますので、浜蔵それから親水公園そういった所、それから落合商店の最上さんのお宅ですけども、実はいろいろ市の、あそこの庭を、もみの木が非常に立派だということで市の指定にしようということで、候補物件に上げる予定でありましたけれども、昨年12月に残念ながら亡くなってしまいましたので、それでちょっとその話が先送りなっております。そういったことも踏まえて全体を、まち歩きできるような、できればそういったカフェですとか、そういった休憩所とか、そうい

った形で全体的にやっていきたいと考えてございます。

○委員（藤田和久） はい、分かりました。

○委員長（小松栄治） はい、他に。はい、小笠原さん、どうぞ。

○委員（小笠原昌作） 今藤田先生が言ったとおりど全く同じようだけれども、角館にしても増田にしてもこういうふうな歴史的なものをやるからには、そういういろんな特徴を、ここならではという特徴を、持ち味を出さないとなかなか一回来てはまた来てもらうという。それから他の人方に宣伝してやるってごどもないものですから、例えば饅頭一つでも良いしお酒でも良いし、角間川の絶対昔がらのこの味だというものをPRするような作りをしていかないと私は大変だと。あそこだと、角間川だと駅がらも遠いし、それがら車で行くしかないでしょ、まずね。んだがらそれはそれなりの持ち味を、町並み作りをこれからみんなで地域あげてやっていただければ非常に良いあれが出来るんじゃないかと思えますんで、なんとか市民あげてみんなで協力して頑張れば良いだろうと思えますんで、よろしくをお願いします。

○委員長（小松栄治） 要望ですので、よろしくをお願いします。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。

次に、伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、スポーツ振興課所管分の当初予算概要について、ご説明申し上げます。

予算概要書は 7 ページをご覧ください。

上から順に、NO. 1 からNO. 3 は、スポーツ推進委員や審議会委員の報酬と、その活動にかかる経費となっております。

NO. 4 の「スポーツ振興事業費」は、チャレンジデーや市制駅伝大会をはじめとする、市内全域にわたる各種スポーツ事業や大会開催などにかかる経費となっております。また、それぞれの地域に限定されたスポーツ大会等につきましては、総合型地域スポーツクラブへの事業委託を推進しております。

NO. 6 の「全県500歳・550歳野球大会関係費」につきましては、2つの全県大会を開催するための経費及び運営費として、実行委員会への負担金並びに新聞広告料となっております。

NO. 7 は、スポーツ推進計画の検証に係る市民アンケートに係る経費と、平成31

年度から新たに第3次スポーツ推進計画を策定するための経費となっております。

NO. 8は、スポーツ合宿を誘致、また促進していくための経費として、推進委員会への負担金となっております。

NO. 11の「小中学生ウィンタースポーツ推進事業費」は、市内3スキー場の無料共通シーズン券交付にかかる経費となっております。

NO. 12の「全国500歳野球大会関係費」につきましては、主な事業の説明書10-10ページをご覧ください。

当初予算額580万円、前年度予算額より60万円の減額となっており、財源は全て地域振興基金繰入金等となります。

事業の目的・目標ですが、中高齢者が楽しみながらの健康づくりをモットーに、500歳野球を全国展開することで、競技スポーツを原点としながら生涯スポーツとしての野球を継続し、楽しむことで長寿社会の形成と地域コミュニティーの維持、更には社会保障費の抑制に繋げることを目的とし、併せて地域知名度の向上と観光宣伝や特産品のPRを通じて、地域の活性化を図ることを目的としております。

これまでの実績と成果ですが、昨年7月に県外1都10県の11都県から18チーム、県内から14チームを迎えて第1回大会を開催しております。

歓迎レセプション、物産販売、市内観光ツアー、開会アトラクションのほか、市内全ての小学校と平和中学校の児童・生徒から協力をいただき、参加チームの歓迎のぼり旗を作成して、各チームにプレゼントしたところ大変喜ばれ、全てお持ち帰りなされております。

大会1週間後に見舞われた大雨災害にあたっては、参加されたチームから義援金を賜るなど野球以外の場面でも交流・絆が深まっております。

また、参加された全てのチームからアンケートにご協力をいただき、その結果をプロジェクト会議などで検証しております。

問題と課題ですが、今回実施したアンケート結果の検証のもと、参加選手の要望や意見をなるべく取り入れた形で、今後も積極的な情報提供とPR活動を継続し、年々県外からの参加チームが増え続けるよう、充実した大会運営と会場整備など環境の向上を図るとともに、大仙市の知名度を上げる良い機会と捉え、歓迎レセプションや観光ツアー、特産品の紹介など他の部局や宿泊施設、その他関係機関と連携した「おもてなし」を充実し、交流人口の拡大を図ることが最も重要であると考えます。

今後の方向性といたしましては、全県大会は今後も全力を挙げて継続しながら大仙市から全国に情報を発信し、大仙市発祥500歳野球の需要拡大に努め、「秋田モデル」から「全国モデル」となり、「夏の甲子園」の前哨戦的な権威と魅力ある「野球に燃える親父たちの甲子園」を目指して「元気な大仙市」、そして「地域の活性化」が図られるよう、スポーツツーリズムを兼ね合わせた、事業の展開に努めてまいります。

30年度の第2回大会の概要ですが、7月14日から16日までの「海の日」を利用した3連休に予定しております。大曲球場を主会場に、全部で6会場を使用し、1回戦で負けたチームを対象に2日目には交流戦も行えるように配慮しております。

既に1月20日付けで全国47都道府県の野球連盟などに参加案内を発送しており、4月20日までに県外の参加チーム数が確定する予定となっております。

次に、資料は再び当初予算概要書の7ページに戻ります。

NO.13は、県や近隣のスポーツ推進委員連絡協議会負担金となっております。

8ページをお開きください。

NO.14は、体育協会、スポーツ少年団への各種補助金と、太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会補助金であります。

なお、この度、仙北スポーツクラブが設立となり、スポーツ振興くじ助成金について、市を通じての交付となることから、187万円の特定財源、交付金を計上しております。

NO.15は、スキー場事業特別会計への一般会計繰出金となっております。

NO.16からNO.20までは、市内スポーツ施設にかかる指定管理料をはじめとした、維持管理費用となっております。

1件あたり、100万円を超える修繕・工事費等は、南外体育館のアリーナ照明器具改修が571万8千円、太田球場の内野スタンド全面床防水工事2千820万円、神岡嶽ドームのアリーナ照明灯交換工事102万6千円などが主なものとなっております。

最後にNO.21につきましては、主な事業の説明書の10-11ページをご覧くださいます。

その他体育施設として大曲武道館の改修事業費6千999万円をお願いするものであります。

財源は、市債が6千620万円、一般財源が379万円となります。

大曲武道館は、市内の中心部に位置していることから、連日、高齢者から小・中・高校生まで幅広く利用されており、市民が楽しく安全にスポーツに親しめる環境を維持し、

スポーツ人口の拡大やスポーツ振興に寄与することを目的としております。

実績と成果であります。平成23年度に耐震診断を実施し、補強対策が必要と判断され、補強計画を作成したところ、補強費用もかなりの高額費が見込まれたことから、平成26年度に耐震補強と改築の2通りで検討しましたが、同じ高額予算を要するのであれば大曲体育館のサブアリーナの要素も含めて改築することといたしました。

また、武道館の改築工事に要した過去の経費と、過去3年間の利用状況について、表にしておりますのでご参照いただければと思います。

ここで、昨年12月定例会で質問がありました、耐震補強と改築の比較について、今一度ご説明させていただきます。別添のスポーツ振興課資料NO.5大曲武道館耐震補強改修(案)と改築工事(案)の比較検討資料をご覧ください。

平成26年度当時の比較資料ですが、まずは概算工事費の比較です。①耐震補強改修では、補強工事に加え、老朽化により同時に改修すべきものとして、屋根改修、床改修、一部増築、給排水管改修を実施した場合の工事費が1億3千587万8千円となります。

一方、②改築事業費では、解体工事も含めて1億7千822万円となっており、改築した場合と、耐震補強改修した場合との差額が、4千234万2千円となり、補助事業費を除く単独事業費では、当時検討していた補助制度から、改築事業費の方が147万5千円ほど安くできるという逆転現象となっておりました。

また、耐震補強における懸案事項として、資料の下段半分に記載したような問題点もあったことから、改築に至った経緯としてご確認いただければと思います。

資料の2枚目以降は、今ご説明した資料の根拠として添付したものであります。

スポーツ振興課資料NO.6に今後の行程表と平成27年度に作成した基本設計図を添付しております。改築にあたっては、平成27年度に木造公共施設等整備事業を想定し、基本設計を作成しております。その後、平成28年度に木造公共施設の補助率が50%から15%に下がり、さらに木造部分にのみ適用されることから、実施設計にあたっては、建設コストが低く耐用年数も木造より長く見込めます鉄骨造りに変更しながら設計していく予定としております。本日は、鉄骨に変更となっても間取りなどについては基本的に変わらず、既存の基本設計を活用することから、その図面により施設の概要をご説明いたします。

はじめに、行程表をご覧ください。解体工事につきましては、昨年の12月議会にお

いて実施設計の予算を承認いただき、現在設計中であります。

平成30年度は、改築の実施設計、解体工事となりますが、実際の解体工事については、5月から8月中旬までを予定しており、なるべく「大曲の花火」に駐車場を開放できるように間に合わせたいと考えております。改築の本工事については、平成31年7月頃から年度内を想定しておりますが、出来る限り工事期間を短縮し、少しでも早く利用者に供用できるよう努力して参ります。2枚目と3枚目を併せてご覧願います。2枚目は、現在の配置図で、3枚目が改築後の配置図となります。建築できるスペースが現在のスペースに限られるため、正面入口の西側、東側のスペースを増築し、少しでも有効スペースの確保に繋げております。なお、日影規制の関係から2階建ては不可能となっております。

次に4枚目をご覧願います。建物平面図となります。道場・多目的アリーナの規模は、ほぼ現行と同等ですが、柔道の畳を2面分確保し、脱着可能な構造として、あらゆる場面でも最大限多目的に利用できるよう配慮しております。また、現在の武道館には観覧スペースが無かったことから、アリーナと通路の間を手摺り壁にすることで、通路全体を観覧スペースとしても利用できる構造としております。その他につきましては、多目的室、医務室、トイレ、更衣室、師範室などとシンプルな内容の建物となっております。

間取りにつきましては、定期利用団体の代表の方々からお集まりいただき、様々な意見をいただきながら基本設計に生かしております。

5枚目から7枚目までは、断面図・立面図となっておりますが、木造作りから鉄骨造りに変更しながら実施設計を作成することとなりますので、形に若干の変更も考えられます。現段階の参考としていただきたいと思います。

建築費につきましては、平成29年度当初の概算で、建設物価の高騰も影響したことから、鉄骨造りで3億6千万円となっております。

ちなみに、木造作りの概算額が4億2千万円となり、鉄骨造りの方が約15%ほど安価に出来ることから、木造公共施設等整備事業のメリットはなく、合併特例債を財源とすることで考えております。

なお、建設物価については今なお高騰が続いておりますので、平成31年度建築に際しては、もう少し事業費が膨らむものと推測しております。

資料は、事業説明書に戻させていただきます。

3番の問題と課題ですが、既存施設の解体工事から、改築工事が完了する約2年間の

間、定期的に利用している団体の活動場所の確保や、隣接する大曲体育館利用者の駐車場確保などが課題であり、今後、市管財班や体育館の指定管理者、施設利用者との協議を重ね、それぞれの課題に対応してまいります。

事業概要と方向性につきましては、平成30年度は既存施設の解体工事と地質調査及び改築工事の実施設計を施し、平成31年度に改築工事に着手、同年度内の完成を目指しております。

以上、ご説明いたしました、ご審議のうえ、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。なお、討論・採決は明日の健康福祉部の審査終了後に一括に行いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第50号「平成30年度大仙市スキー場事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料は当初予算概要の9ページ、最終ページをご覧ください。

議案第50号「平成30年度大仙市スキー場事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

これは、市内3スキー場にかかる運営費が7千442万8千円、公債費が元利償還金合わせて2千319万円、予備費が300万円、総額で1億61万8千円の当初予算計上をお願いするものであります。

1、事業費7千442万8千円の内訳といたしまして、主な事業の説明書10-12ページをご覧ください。

市内3スキー場ともに、指定管理者による運営となっており、立地条件や施設設備等を最大限に活用しながら、「安全・安心」を最優先に集客率の向上に努めております。

2の実績と成果の欄には、過去3年間の利用者数と修繕・工事費の実績を表にしております。昨年度、一作年度の2年間は積雪不足から利用者数が減少しておりましたが、本年度は再び増加に転ずることを期待しております。

4の30年度事業概要でございますが、3スキー場とも指定管理となっているため、修繕料・委託料・工事費等が大半を占めており、金額については各スキー場事業費として表にしております。

大曲ファミリースキー場1千527万7千円ですが、主に指定管理委託料が920万5千円のほか、リフト索受装置整備工事が345万6千円、握索装置交換工事費が192万8千円、その他、賃借料や建物共済掛金などとなっております。

協和スキー場運営費4千240万2千円です。これは主に受電キュービクル改修工事が3千453万2千円のほか、スキー場の敷地借地料と圧雪車リース料、建物共済掛金などとなっております。ちなみに、協和スキー場は指定管理料を0円で委託しております。

次に、大台スキー場運営費1千674万9千円です。これは主に指定管理委託料が588万2千円のほか、圧雪車修繕料が482万9千円、リフト線路受圧索機整備工事費が496万8千円、その他建物共済掛金、備品購入費などとなっております。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 質疑がなければ質疑を終結いたします。なお、討論・採決は、明日の一般会計の採決終了後に行います。

以上で生涯学習部の審査を終了いたします。説明職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 4時18分 ）

（ 再 開 午後 4時22分 ）

○委員長（小松栄治） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

市立大曲病院の審査に入りますけれども、はじめに、富樫市立大曲病院事務長からご挨拶をお願い申し上げたいと思います。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） あらためて、市立大曲病院の事業、よろしくお願いたします。本日は、市立大曲病院事業の平成30年度当初予算の審査をお願いするものであります。よろしくお願いたします。

はじめに、病院を取り巻く概況について、ご報告をさせていただきます。

29年度の病院事業は、昨年3月に当常任委員会でご説明いたしました、病院の新改革プランに基づき、事業を進めております。この新改革プランは、国の施策にあわせて32年度を目標年次とした、公立病院には必須の経営改善計画であります。その実績に応じて、毎年、ローリング方式で翌年度以降を見直していくというような計画に基づいて行っているというものであります。

当院の改革プランの内容は「経営の効率化」を柱にしたものであり、患者数や病床の利用率など、29年度も少しずつ漸減傾向にあるものでありまして、その患者さんと病床利用率の減少がそのままが医業収益の減収の方に影響を及ぼしておりまして、経営指標であります医業収支比率等にも少しずつその影響が出ているというのが29年度の傾向でございます。

また、県として取り組んでおります医療圏域毎に医療需要を考慮して病床機能の選択等を求める地域医療構想、そしてそれを取り込んで策定されます県の医療保健福祉計画の見直しの時期にもなっておりまして、その中で盛り込まれます制度や施策の方向性も変わってくるというような時期でございます。ただ、その全体像は特殊医療であります精神科を、今のところは少し除いた部分に焦点が当たっておりまして、精神科医療の当病院にはあまり影響は、直接及ぶまではいいはないんですけれども、ただ、周りの医療全体がそういうふう動いておりますので、どうしても注視しながら、それに準じた対応が求められているというような状況下にあります。

さらに30年度、もう間もなく来ます30年4月からは診療報酬と介護報酬の同時改訂という時期に当たっておりまして、非常にこれも注意深く見守っていかねばならない大きな出来事になります。まだ全貌が明らかになっておりませんので、今正にあちこちで説明会等が開かれて、その部分についての対応を今後迫ってくる、あるいは対応をしていかねばならないというような変わり目の位置にあります。

それと病院の中の話で一つ申し上げますと、職員配置が一番大きな変換の部分になってきております。働き方改革と言われますが、その動向に沿いまして、医師、薬剤師、看護師等の専門職に、勤務の負担軽減、休暇・休業制度の適用というのが行われて浸透

してきてまいりました。配置数が基準となっている病院におきましては、その代替職員の確保というのが課題というふうになってきております。

設備投資の面では、病院が平成8年度に移転新築しましてから20年以上経過しているということで、施設設備の補修、あるいは当初に導入しました備品の更新というのが懸案事項となっております。ただ、先ほど申し上げましたとおり減収の方の傾向もあることですので、大規模な補修工事、設備投資を避けるということも必要でありまして、収益動向を見極めながらの対応というふうになっております。

そうした中で29年度は、国から補助をいただきまして3病棟という認知症病棟の方の特殊浴槽を更新をさせていただいております。

以上が29年度のこれまでの状況となっております。

これから当初予算についてご説明申し上げますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第45号「平成30年度大仙市一般会計予算」のうち、市立大曲病院の予算についてを議題といたします。当局の説明を求めます。久米管理課長。

○市立大曲病院管理課長（久米啓之） では、議案第45号「平成30年度大仙市一般会計予算」のうち、市立大曲病院事業会計に対する繰り出し金に係る予算について、ご説明申し上げます。

資料はNO.4、大仙市各会計予算の80ページをご覧くださいと思います。

歳出の第4款、衛生費の第1項13目90事業、市立大曲病院事業会計繰出金につきましては2億9千万円をお願いするものであります。

前年度と比較しますと400万円の増となります。なお、平成28年度から収益的収支予算に対しての繰出しに加え、病院建設時の企業債の元金償還の財源が減少していることから、資本的収支予算に対しましても繰出しをしていただいております。

詳細につきましては、病院事業会計の中でご説明させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。皆さんがらご質問ありましたらお伺いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。なお、討論・採決は、明日の健康福祉部の審査終了後に一緒に行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第58号「平成30年度市立大曲病院事業会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。久米管理課長。

○市立大曲病院管理課長（久米啓之） では、議案第58号「平成30年度市立大曲病院事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

資料はNO. 4の「大仙市各会計予算」の347ページとなります。

はじめに、第2条「業務の予定量」についてご説明いたします。

年間患者数は、入院を38,325人、1日平均患者数を105人と見込んだもので、前年度当初より1日当たり4人減として積算しております。

入院患者数は、人口減少や高齢化社会の進展、「入院中心から地域生活中心へ」という国の医療施策などにより、入院患者数が減少していることを考慮し、比較的軽度とされる精神疾患の患者さんを中心に減少するものと見込んでおります。

また、外来患者数につきましては、患者数は減少傾向にあるため、年間14,728人、1日平均では58人としており、年間で156人、一日当たり3人の減と見込んでおります。

訪問看護・指導につきましては、看護師4人体制で2名ずつチームを組み、週4日、1日4人、年間576人の方への訪問の実施を予定しております。

平成30年度からは市の認知症初期集中支援事業に参画いたしますが、現在、訪問看護を行っている医療職と社会療法科の精神保健福祉士が担当することとなります。

次に、予算についてご説明いたします。

第3条「収益的収入及び支出」につきましては、収入、支出ともに同額の8億7千631万2千円であります。これは前年度の当初予算より2千752万3千円、率にして3%の減としているものであります。

各項の予算額はここに記載のとおりとなりますが、その内容につきましては後ほど「予算実施計画」でご説明させていただきます。

続きまして、次のページ348ページをお願いいたします。

第4条「資本的収入及び支出」であります。

収入は4千968万6千円で、出資金として一般会計からの繰入金4千968万6千円を予定しております。

支出は1億78万4千円で、前年度の当初予算より953万3千円、率にして8.6%の減となっております。

各項の予算額は、記載のとおりであります。こちらもその内容については、予算実施計画でご説明させていただきます。

なお、この資本的収支予算で収入額が支出額に対し不足する額5千109万8千円については、減債積立金5千万円、過年度分損益勘定留保資金109万8千円で補てんすることとしております。

続いて、それぞれの予算の内容について、ご説明いたします。349ページから371ページまでは、予算に関する説明書となっております。

それでは、350ページをお願いいたします。

「予算実施計画」で、始めに「収益的収入及び支出」の収入となります。

第1款第1項の「医業収益」は、6億2千919万3千円で、内訳は第1目の入院収益が、5億5千26万7千円、前年度より2千431万2千円、率にして4.2%の減としております。これは、入院患者数は前年度より減少するものと積算しているためであります。

第2目の「外来収益」は、7千534万6千円で、前年度より497万6千円、率にして6.2%の減としております。これも前年度より患者数を減と見込んでいるためであります。

第3目「その他医業収益」は、358万円で、診断書や介護保険主治医意見書等の文書料、予防接種料金などであります。

第2項の「医業外収益」は2億4千711万9千円で、一般会計からの繰入金2億484万3千円が主なものとなります。この一般会計負担金のうち、30年度から参画する認知症初期集中支援事業費負担金として、支援する対象者を6人と想定し、52万9千円を計上しております。

続きまして、351ページをお願いいたします。

支出の実施計画となります。

第1款第1項の「医業費用」は、8億4千500万3千円、前年度の当初予算より2千497万6千円、率にして2.9%の減としております。

主な内訳は、第1目「給与費」が5億7千541万9千円で、正職員65名分の給与のほか、看護補助等の臨時職員、当直専門医師等の非常勤職員の賃金などで、前年度と

比較しますと2千333万円、率にして3.9%の減となっております。これは、退職手当組合の負担金の算定率の減が主な要因となっております。

第2目「材料費」は、4千10万9千円で、入院患者のための医薬品や診療材料などの購入費で、入院に対する医療行為と連動する額となっており、入院患者数を少なく見積もったことにより、前年度より45万円、率にして1.1%の減と積算しております。

第3目「経費」は1億7千967万9千円で、電気、水道等の光熱水費、冷暖房用の重油などの燃料費、給食・医事・検査・清掃などの委託料、建物や機器の修繕料などで、前年度より90万3千円の減であります。

第4目「減価償却費」は4千691万3千円で、病院事業で保有する固定資産の減価償却費で、前年度より50万円の減となっております。

第2項の「医業外費用」は2千860万9千円で、企業債の支払利息2千830万8千円が主なものであります。

第3項「特別損失」は120万円で、27年度から過年度の請求分に対する診療報酬の査定減について損失計上しているほか、不納欠損処理をしなければならない場合の項目であります。

第4項「予備費」は前年度と同額の150万円としております。

続きまして352ページ、次のページをお願いいたします。

「資本的収入及び支出」の予算実施計画となります。

第1款「資本的収入」第1項の「出資金」は一般会計からの繰出金で、4千968万6千円を計上しております。

この出資金は28年度から計上することにしたもので、これまで企業債の元金償還や建設改良に「過年度分損益勘定留保資金」を充当してきたところではありますが、収益的収支予算で発生する減価償却費を累積した内部留保資金だけでは元金償還が困難になっていることから、一般会計からの繰出を行うこととしたものであります。

なお、この起債元金の償還のための繰出しは、総務副大臣通知による繰出基準の項目として認められている範囲内で行われているものであります。

支出の第1項「建設改良費」は41万3千円で、調理用器具、作業療法で使用する患者用カラオケセット、外来患者用車いすの購入を予定しております。

第2項の「企業債償還金」は、企業債3件分の元金償還9千937万1千円であります。

第3項「予備費」は、前年度と同額の100万円としております。

なお、この予算で、収入が支出に対して不足する額につきましては、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

353ページは予定の「キャッシュフロー計算書」、次の354ページからは「給与費明細書」、361ページは「29年度予定損益計算書」、362ページは「29年度予定貸借対照表」、飛びまして366ページは注記となっており、26年度から改訂後の地方公営企業会計の基準を適用していること、引当金として退職給付引当金、賞与引当金を計上していることを記載しております。

次の367ページは実施計画明細書により、節区分での予算を表記しております。

371ページは地方債の調書であります。地方債に関しましては、前年度末現在高の見込額は9億3千173万円で、当該年度中の元金償還は9千937万1千円の予定で、30年度末には8億3千235万9千円となるものであります。

以上、「平成30年度市立大曲病院事業会計予算」の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） 患者数の減少は、何か理由があつたと思うんですけども、それお聞かせください。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○市立大曲病院管理課長（久米啓之） 患者数の減少につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたが、医療の中心が医療機関から地域・家庭ということで、軽度な方は直ぐ退院されて老人施設とかそういういろんな施設を利用されてる、という感じの傾向が続いております。

○委員長（小松栄治） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 他に質問がございませんので、質疑を終結いたします。なお、討論・採決は、明日の一般会計の採決終了後に行います。

以上で、本日の審査は終了となりました。なお、2日目、明日3月9日金曜日は午後1時に会議を開きますので、よろしくお願い申し上げます。お疲れ様でございました。

（ 閉 会 午後4時42分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長